

本日の会議に付した事件

令和5年第2回山元町議会定例会（第4日目）

令和5年6月9日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 4 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第 5号 繰越明許費繰越し計算書について
- 日程第 6 報告第 6号 事故繰越し繰越し計算書について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）
- 日程第 12 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
- 日程第 13 議案第23号 令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 15 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番菊地康彦君、12番高橋建夫君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

以上で議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第2．報告第2号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。それでは、報告第2号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目をお開きください。

町は児童扶養手当受給に関する事務手続が遅滞し受給権が消滅したことに関し、損害賠償の額について次のとおり決定したのでご報告申し上げます。

1、相手方につきましては記載のとおりとなっております。

次に2、事案の概要についてですが、町と相手方は相手方が町に対し令和3年8月に児童扶養手当の受給手続をした際に必要書類が整わない状態で受理し、その後の事務処理を怠り、県への進達が令和4年11月まで遅滞した結果、児童扶養手当8か月分の受給資格が消滅したものです。町は消滅した8か月分の児童扶養手当を町が弁済支給することを決定しましたが、相手方が町に対し支給が遅れたことに対する損害金を求めたものでございます。

3、損害賠償の額、その他の条項でございます。

1点目、町は相手方に対し本件解決金として利息相当額1万2,921円の支払い義務があることを認めるものです。

2点目、町は相手方に対し前項の金員を令和5年5月12日に限り指定口座に振り込む方法により支払うものです。

3点目、町は相手方に対し本件に関し町の事務手続遅滞により相手方に種々の迷惑をかけたことについて改めて謝罪し、真摯に反省するものです。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）報告第2号専決処分の報告についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第3．報告第3号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、報告第3号専決処分の報告についてご説明いたします。

資料ナンバー1、議案の概要をご覧ください。

報告第3号令和4年度山元町立山下第一小学校校舎改修工事請負契約の変更について。提案理由でございますが、山元町立山下第一小学校校舎改修工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したのでこれを報告するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに2、契約金額でございます。現契約額2億1,980万6,400円に対し171万500円を減額し2億1,809万5,900円に変更したもので、0.78パーセントの減となります。

工事の概要でございます。主に外壁補修工事の内容になります。

- ①ひび割れ補修。現447メートル、変更後279メートル。
- ②欠損部補修。現18.4立方メートル、変更後5.2立方メートル。
- ③平板ブロック撤去。現4.9立方メートル、変更後ゼロ立方メートル。

7、変更理由でございます。補修箇所等の数量が確定したため変更したものであります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第3号専決処分の報告についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4. 報告第4号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。報告第4号専決処分の報告についてご説明いたします。

配布資料ナンバー2、議案の概要をご覧ください。

初めに提案理由でございますが、山元町町民体育館災害復旧工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分をしましたのでこれを報告するものであります。

特に変更があった部分についてご説明いたします。

2、契約金額についてですが、現契約金額4億3,483万円に477万4,000円を増額し、変更後の契約金額を4億3,960万4,000円とするものです。いずれも消費税を含む金額となっており、1.1パーセントの増となります。

5、工事の概要・変更分につきましては、1点目として柱頭支承部アンカーボルト周り補強96か所増。

2点目として、武道館屋根下地耐水合板貼替え82.8平方メートル増。

3点目として、内外壁亀裂補修箇所の追加として現契約211.5メートルから343メートルへ変更したものでございます。

7、変更理由でございますが、1点目として柱頭支承部、屋根を支える鉄骨のはりコンクリート柱の接合部分のところでございますが、アンカーボルトに接続するベースプレートの補強が必要となったことから、角座金による補強を行ったもの。

2点目として、武道館屋根下地耐水合板に腐食箇所が確認されたことから貼替えを行ったもの。

3点目として、体育館内外壁の亀裂箇所の調査を行った結果、新たな亀裂箇所が確認されたことから補修箇所の追加を行ったものであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）報告第4号専決処分の報告についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5. 報告第5号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

さきの3月議会定例会におきまして、繰越明許費の設定をいたしました令和4年度一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき繰越額をご報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

令和4年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。左から順に予算科目、事業名、金額等がございますが、ご可決を賜りました繰越事業のうち令和5年度に繰り越した19事業の繰越計算書になります。

主な事業につきましてご説明いたします。

初めに2款総務費1項総務管理費の定住促進対策事業についてですが、年度末まで補助金申請の受付などを行った方に対しまして確実かつ切れ目なく交付できるよう繰り越したものでございます。

次に8款土木費1項土木管理費の排水ポンプ車両購入事業につきましては、世界的な半導体不足などの影響を受け納車までに不測の日数を要するため繰り越したものでございます。2項道路橋梁費のうち道路新設改良事業につきましては、地権者や関係機関との調整に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。また、2つ下でございます道路メンテナンス事業につきましては、宮城県など施設管理者側との調整に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

2ページをお開き願います。

10款教育費6項保健体育費及び11款災害復旧費5項その他公共施設公用施設災害復旧費でございます町民体育館の関係経費につきましては、工事資機材の納入などに不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

最終的に翌年度に繰り越した繰越額は7億2,115万円余となり、これらの財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これは報告事項ですが、繰越明許費ですので質疑のある方は受け付けます。

これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）なしと認めます。

報告第5号繰越明許費繰越し計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．報告第6号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、引き続きまして報告第6号事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令の規定に基づき、繰越額をご報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

令和4年度山元町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額などがございます。令和4年度から令和5年度に事故繰越ししたのは10款教育費5項社会教育費の深山山麓少年の森拡張改修事業で、2,039万円を繰り越したものでございます。

繰越しの理由につきましては関係機関との調整等から設計や測量業務等の追加が必要となり、計画の見直しに時間を要したためでございます。

なお、財源内訳については記載のとおりとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

報告第6号事故繰越し繰越し計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第7. 承認第1号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

それでは、配布資料ナンバー3、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町町税条例の一部を改正したので承認を求めます。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は納税証明書の記載事項に関する整備で、内容は住所に代わる事項を記載するもので、DV被害者の保護のための法令改正によるものであります。

2点目は森林環境税の導入に伴う法律施行令により、令和6年度から町県民税と合わせて賦課徴収となる国税である森林環境税の賦課徴収の方法、納税通知書への記載、特別徴収等に係る規定を追加するものであります。森林環境税は令和6年1月1日を賦課期日とし、国税として年額1,000円を個人町県民税均等割と合わせて賦課徴収となります。東日本大震災復興加算分の町県民税1,000円が令和5年度で終了し、令和6年度から森林環境税1,000円が賦課徴収となります。

3点目は給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書に異動がないときは異動がない旨を記載した申告書を提出することで簡素化を規定するもの、4点目は給与所得に係る町県民税特別徴収、法人町民税等の納付書等にQRコードが印字された様式を追加するもの、5点目は軽自動車税種別割の3輪以上の特定小型原付の区分を変更するもの、6点目は肉用牛の売却に係る事業所得の町民税の課税特例が3年間延長されるものであります。

7点目は新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に対する特例について、令和5年3月末の期限が廃止されたもの、この特例については地方税法に新たに中小企業者等の先端設備等に対する特例が令和6年度末までの期間として規定されております。

8点目は軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置である非課税を廃止し、正規の税率に改正するもの、9点目は軽自動車税の種別割特例について期限を3年間延長するものです。

10点目は優良住宅地の造成のための土地の譲渡をした場合の譲渡所得に係る適用期間を3年延長するものとなっております。

裏面をご覧ください。

その他、法律改正等による引用条項のずれによる改正及び文言の整理を行っております。

2の施行期日については4点目のQRコードが印字された様式の追加、8点目、9点目の軽自動車税の特例改正、11点目文言の整理、12点目の規定の整備については令

和5年4月1日、5点目の軽自動車税の種別区分の変更は令和5年7月1日、2点目の森林環境税の導入については令和6年1月1日、その他記載のとおりとなっております。

以上で承認第1号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第1号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8．承認第2号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。配布資料ナンバー4、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので承認を求めるものであります。

改正内容ですが、1点目として後期高齢者支援金課税限度額を20万円から2万円引上げ22万円とし、高所得者層の負担を上げることによって中間所得層の負担軽減につなげるものであります。

2点目として、物価の動向を踏まえて低所得者に係る保険税軽減を拡充するもので、軽減対象となる世帯の軽減判定所得を5割軽減については28.5万円から29万円に、2割軽減については52万円から53.5万円に引き上げるものであります。

3点目は3章条文の変更、4点目は国民健康保険条例参考例の規定の書きぶりに合わせて改正するものであります。

2の執行期日については令和5年4月1日となります。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。1点目のところなんです、課税限度額の引上げ額、高額所得者を対象とした引上げで前回の説明で20世帯が26世帯に増えるという、この前の説明でそう受けたんだけど、そのことも含めてどのぐらいの所得の人がこの対象になるのか確認します。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまの件ですけれども、今回の改正によって20世帯から16世帯に4世帯減の見込みとなっております。それで所得の関係ですけれども、町内の国保の加入者については約1.5人の方が加入となっておりますので、2人世帯の例で申し上げますと所得としては1,100万円ほどの方が該当するものと見込んでおります。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第9. 承認第3号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第3号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

配布資料ナンバー5、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の施行に伴い、山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例を改正したので承認を求めます。

改正内容については、対象とする家屋等の設置の終期を令和7年3月31日までに改め、参照する条項を明記するものであります。

2の施行期日については令和5年4月1日となります。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。本来ならば令和5年の3月で終わるということが2年間の延長ということで令和7年までということになるんですが、これに該当する件数、そしてまた課税金額はどれぐらいなのか。その辺も確認させてください。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。現在のところ、こちらに該当している企業はございません。内容としては、宮城県のほうが地域特性である電子部品ですとか自動車産業、ものづくり分野、また農林水産業分野について基本計画を策定しまして、国の同意を得ております。こちらの県の要件に合致し、県の承認を受けた企業等が該当するようになります。現在のところ、要件については高い付加価値の創出、売上げ3パーセントの増加、雇用の4人増加等の経済的効果が見込まれることを要件としておりまして、現在のところ、町内で今回の改正に該当する企業等はありません。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて（山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採択します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10．承認第4号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

配布資料ナンバー6、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料の免除措置等に対する財政支援の延長において、原発事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の減免に要する費

用の財政支援が延長されたことから、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものであります。

内容としましては、原発事故に伴い避難指示区域等から本町に転入した者の国民健康保険税を減免するもので、一部の高所得者を除いて現在国民健康保険税と医療機関等での窓口負担が免除される措置が適用されておりますが、国は被保険者間の公平性を確保するとともに十分な経過措置を講じる観点から特例措置を令和5年度から段階的に縮小し、一部の地域を除いて避難解除からおおむね10年、令和9年末までに終了するとしております。

それでは表をご覧ください。

令和5年度の全部減免については帰宅困難区域等から避難している被保険者、旧避難指示区域等で平成27年度以降に避難指示区域等の指示が解除された区域から避難している保険者で、合計所得が600万円以下の世帯の属する被保険者については全部減免となります。半額減免については平成26年度までに避難指示等の指示が解除された区域から避難している被保険者で、合計所得が600万円以下の世帯の属する被保険者は半額減免となります。一部減免については令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域から避難している被保険者で、合計所得が600万円を超える世帯に属する被保険者については一部を減免するものです。今年度半額減免の例としましては、平成26年度までに避難指示が解除されました南相馬市の一部などは令和5年度、今年度は保険税が半額減免となりますが、来年度は保険税の減免措置が終了いたします。今年度全部減免となっております27年度以降に解除された区域の方は来年半額減免となり、翌年は減免がなくなるように段階的に見直しを行いまして、令和9年度末までには対象地域全体で措置を終了するものであります。

2の執行期日等については令和5年4月1日から施行し、令和5年分の国民健康保険税に適用するものであります。

以上で承認第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。減免割合なんですが、全部の該当、そして半額、一部該当の件数、そして人数等が分かれば教えてください。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。今のお尋ねの関係ですけれども、今町内で避難されてきた方は10世帯23人いらっしゃいます。5年度の半額減免については4世帯8人を見込んでおりまして、全部減免の世帯については6世帯15人となっております。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか、質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この方々の減免額の総額は幾らになるんですか。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。資料を持ち合わせておりませんが、比較的高齢の方も多いかと思うので、そんなに大きな金額ではないのではないかと考えております。すみません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。額については求めません。この町に対する補償なんだけれども、ずっと長くこれまでもやられてきたと思うんだけど、延長延長と被災者の皆さんにとっては非常にいい支援なんだけれども、町にとってはどうなのかというこれまで1回も確認したことないからここで確認したい。国からちゃんと補償されているのかどうか

ということの確認です。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。提案理由でも申し上げましたとおり、今回の措置については国の費用に対する財政支援が延長されたことが決定したためにこの改正を行うものでありまして、国からはきちんと財政支援されております。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11．承認第5号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和4年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書になります。令和4年度の山元町一般会計補正予算は急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をしております。必要な範囲での補正予算として、令和5年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう1枚おめくり願います。

令和4年度山元町一般会計補正予算専決第4号でございます。

初めに歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は歳入歳出それぞれ412万2,000円を追加し、総額を112億6,061万1,000円としたものでございます。

その主な概要についてですが、財源調整などのほか新型コロナ地方創生臨時交付金を余すことなく活用するために決算見込みに伴います予算の組替えを行っております。また、各款に計上された人件費などの予算の精査を行っておりますが、こちらにつきましては決算収支の適正水準化への取組でございますので、これらおのおのの説明につきましては省略をいたします。

それでは、歳出予算からご説明をいたします。11ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費でございます。5目財産管理費につきまして積立金2億4,015万3,000円を計上しております。このうち、2億3,800万円強につきましては、津波復興拠点整備事業等に係る震災復興特別交付税の過年度精査に伴う返還額が国から示されたことから、その財源となるべき震災復興基金を取り崩し、同額を財政調整基金に積み立てたものでございます。また、震災復興基金積立て127万4,000円につきましては企業及び個人の皆様から頂戴いたしました震災復興関係への寄附金を積み立てたものでございます。20目定住促進対策費につきまして4,000万円を減額しております。こちらにつきましては補助金申請受付の実績に伴います不用額でございます。

12ページをご覧ください。

4項選挙費につきまして323万3,000円を減額しております。こちらにつきましては去年4月に執行の町長選挙及び議会議員一般選挙に伴います選挙運動公費負担金の不用額でございます。

13ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費でございます。2目児童措置費19節扶助費のうち、子育て世帯生活支援給付金763万4,000円につきましては地方創生臨時交付金の配分額をフルに活用し、物価高騰に直面する18歳以下の児童を養育する世帯に対しまして児童1人当たり5,500円の追加給付でございます。

14ページをご覧ください。

4款衛生費2項清掃費につきまして6,491万1,000円を減額しております。こちらにつきましては令和4年3月の福島県沖地震に伴います被災家屋の公費解体費用などの不用額でございます。

15ページをお開き願います。

6款農林水産業費2項林業費につきまして17万円を増額しております。こちらにつきましては森林環境譲与税の確定に伴う基金積立金でございます。

7款商工費1項商工費でございます。2目商工振興費18節負担金補助及び交付金のうち、企業立地雇用促進奨励金65万9,000円の減額につきましては、企業からの申請額等が確定したことに伴います不用額でございます。

16ページをご覧ください。

10款教育費1項教育総務費でございます。2目事務局費20節貸付金120万円の減額につきましては、貸付け実績がなかったことによる不用額でございます。また、24節積立金47万円の増額につきましては奨学資金貸付の繰上返済、こちらがあったことから回収金を基金に積み立てたものでございます。

18ページをお開き願います。

12款公債費1項公債費につきまして1,739万7,000円を減額しております。こちらにつきましては災害公営住宅建設事業債の繰上償還に伴います保証金の不用額でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続いて、歳入予算につきましてご説明をいたします。7ページにお戻り願います。

7ページの1款町税から8ページの10款地方特例交付金までにつきましては、町税及び各種譲与税などの決算見込みなどに伴いそれぞれ加減したものでございます。

8ページをご覧ください。

11款地方交付税でございますが、5,289万6,000円を増額しております。特別交付税2億3,550万8,000円、こちらにつきましては令和4年3月に発生した福島県沖地震に関する財源手当てなどとして交付があったものでございます。また、震災復興特別交付税1億8,261万2,000円の減額、こちらにつきましては過年度に交付された津波復興拠点整備事業等に伴います震災復興特別交付税について国への実績報告により、制度上追加交付と減額交付が相殺処理される形になりますが、本交付につきましては減額が追加を上回ったことから減額処理されたものでございます。

9ページをお開き願います。

15款国庫支出金につきましては、国からの補助金の額の確定により補正したものでございます。

18款寄附金でございますが、134万4,000円を増額しております。こちらにつきましてはそれぞれの目的により受け入れた寄附金を計上したものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金でございますが、1億1,092万1,000円を減額しております。1目財政調整基金繰入金につきましては3億3,113万3,000円を減額しております。歳入歳出差引の結果、財源調整として財政調整基金の繰入額を減額したものでございます。2目奨学基金繰入金につきましては、奨学金の貸付実績に基づき取崩しを減額したものでございます。5目震災復興基金繰入金につきましては、歳出で御説明したとおり津波復興拠点整備事業等に係る震災復興特別交付税過年度精算に伴う返還額が国から示されたことから、その財源となった震災復興基金を財政調整基金に積み替えるため取り崩したものでございます。

21款諸収入3項貸付金収入につきましては、26万円を増額しております。こちらにつきましては奨学金の貸付回収金が確定したものでございます。

以上が専決第4号の補正の予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。11ページの総務管理費の定住促進対策費4,000万円不用額として落としたということなんですが、これは翌年に回す予定を大幅になかったというこの理解でよろしいのか確認します。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちらですが、令和4年度におきましては6月補正により予算計上となっております、事業自体が7月からの開始となっているため例年よりも交付件数、金額が少なかったということで減額となっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。予定していたよりも対象がなかったという理解でいいんですね。というふうに理解しました。今の説明で。次に13ページの児童福祉費の2目児童措置費について確認しますの19扶助費子育て生活支援給付金額763万4,000円。18歳は追加交付という先ほどの説明だったんですが、ここの中だけの金額移動というのかというのがいまいちここだけでは理解しかねるので確認します。ここで国庫支出金1,690万円入っていて実際は子育て給付金そういうところに充てると思うんだけど、それが763万円で済ませているという済まされているというその辺はどう理解すればよろしいのか確認します。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。議員のご質問については、結局国庫支出金の1,690万円という部分が相殺されているので見えないというご指摘だと思いますが、こちらの1,690万円の内訳といたしましてコロナの交付金、10月の補正で実施したのですが、これがその実績に伴って122万3,000円減額しております。それから今度は12月で同じようにコロナの交付金を活用した事業に関して1,812万3,000円増額している。これらの相殺の結果ということになります。いずれコロナの交付金を活用した中身になります。なお、この中身につきましては先般の議会の全員協議会でお渡しした資料の中にも記載がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できないんだ。この前のあの1枚物もなかなか理解難しかったんだけど、家に帰っていろいろ頭ひねくり返したんだけど単純、この交付金というのはちゃんと使われているのという疑問がこんなに700幾らしか使っていないのに何で1,600万円も入っているのに何で760万円しか使わないのという単純な素朴な疑問なんです。私の疑問が面倒くさいというのだったらまた後ほど事務的なことから後でゆっくり聞いてもいいんだけど。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。こちらは私も細かいところが今手元にはない部分もあるんですが、結局一般財源で1,000万円の減額ということがございます。要は、これまでの補正の中で一般財源で予算化をしていたというのがあります。今回はコロナの交付金を十分に町で活用するために実績の見込みを踏まえてすべからく充当していったということで、押し鉄砲でもともと一般財源で措置されていたものが財源上減額されているというところで現時点ではご理解いただきたいというふうに思ひます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。財源の使い方というかの中でその辺多分国からこのぐらい予定あるからとりあえずは一般財源で対応しようということで一般財源で対応して、あと国から来たときにそれで内訳財源という理解でよろしいんです。そういう手法があるのだったら今後いろいろな場面分野でどんどんそういう手法を使って取り組んでほしいということをお求めおきます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今の遠藤議員のご指摘のとおりでございます。年度末の時点で交付金の不用が約1,800万円出るという見通しがございました。これをこの時点で専決処分という手法を用いて予算を組み替えないとこれは国にそのまま返すということになりますので、そういうことがないように全庁的に知恵を絞ってそれで1,800万円の増額の補正をしたという手続です。引き続き、もしこういう制度が続くのであれば同じように町の負担にならないような方向で財政運営を進めていきたいと思ひます。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算専決第4号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第12．承認第6号を議題とします。

本件について、説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、承認第6号専決処分の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

令和5年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。令和5年度山元町の一般会計補正予算は急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。必要最小限の範囲の補正予算として物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する支援を、また、新型コロナウイルスワクチン春開始接種をそれぞれ迅速に進めるために4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう1枚おめくり願います。

令和5年度山元町一般会計補正予算専決第1号でございます。

初めに歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は歳入歳出それぞれ4,054万円を増額し、総額を82億4,452万8,000円としたものでございます。

それでは、歳出予算からご説明をいたします。6ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費でございます。2目児童措置費につきまして541万円を増額しております。こちらにつきましては長引く物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対しまして18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するものでございます。財源につきましては全額国庫支出金を活用いたします。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。2目予防費につきまして3,513万円を増額しております。こちらにつきましては会計年度任用職員の雇用経費ほか新型コロナウイルスワクチンを接種するための関係経費を計上したものでございます。財源につきましては全額国庫支出金となります。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたします。5ページをご覧ください。

15款国庫支出金1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金541万円につきましては、低所得の子育て世帯に対し18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するための財源でございます。2目衛生費国庫負担金1,809万3,000円及び国庫

補助金1, 703万7, 000円につきましては新型コロナウイルスワクチン接種の財源となります。

以上が専決第1号の補正予算の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。4款1項2目の分ですが、報酬から共済費までなんですが、会計年度任用職員何名を予定しているのでしょうか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。会計年度任用職員ですけれども、短時間勤務ではありませんけれども2名を予定しております。今回、春開始接種部分だけですので4月から8月まで、あと5月から8月までということで措置しております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。7節の報償費ですが、バスを利用してさせていただいて非常にありがたいんですが、どれぐらいの方々を見越して何台分でしょうか。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。バスの運行については以前にご説明してはいますが、今回個別接種を中心ということなので病院から遠い行政区に一応案内のほうを出しています。令和4年度にバスを利用した方ということでご理解いただきたいんですが、約100名程度でございました。バスのほうは人数もだんだん縮小してきましたので中型バス1台ということで予定しております。

議長（岩佐哲也君）そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度山元町一般会計補正予算専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時10分、11時10分再開です。暫時休憩。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）それでは再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第13. 議案第23号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1億9,258万7,000円を増額し総額を84億3,711万5,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為及び地方債の補正を行っております。今回の補正の大まかな内容についてですが、住民税非課税世帯に対します生活支援関連予算、それから物価高騰に直面する農業者に対します資材購入支援などの関連予算、それから新型コロナウイルスワクチン秋開始接種に係る関連予算、その他当初予算では計上していない予算などの4点から構成されております。

それでは歳出予算の主なものについてご説明いたします。9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費でございます。6目企画費につきましては地区集会所への備品整備に対する助成金の内示があったことから、補助金を増額するものでございます。対象行政区は花釜区でございます。20目定住促進対策につきましては224万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、宮城県が県内一律で実施しております移住支援金の制度が拡充されたことに伴う措置でございます。なお、拡充の主な内容につきましては子育て世帯加算金について、これまでの30万円から100万円に引き上げるものでございます。財源につきましては県支出金を活用いたします。23目につきましては住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、こちらを新設しております。こちらにつきましては物価高騰によって厳しい生活環境に置かれております低所得世帯に対しまして1世帯当たり3万円を給付するものでございます。財源につきましては全額国庫支出金になります。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費につきましては50万円を増額しております。こちらにつきましては生活者支援に対します町内企業からの寄附金を積み立てるものでございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては1,119万1,000円を増額しております。こちらにつきましては町内の私立幼稚園へ一時預かり事業を委託するための経費を新たに計上するものでございます。また、物価高騰によって保護者の負担が増えないよう、町内の民間保育所に通う児童の副食費の一部費用を補助するとともに、児童福祉施設自体への支援金を併せて計上するものでございます。財源につきましては国庫支出金を活用いたします。3目保育所費につきましては99万円を増額しております。こちらにつきましても物価高騰に伴う保護者の負担が増えないように、副食費の一部費用を補助するものでございます。財源につきましては国庫支出金を活用いたします。5目学童保育施設費につきましては846万1,000円を増額しております。こちらにつきましては児童クラブを利用する人数の増加を受けまして、見合う放課後児童支援員を確保するよう必要経費を計上するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。2目予防費につきましては4,631万4,000円を増額しております。こちらにつきましては会計年度任用職員の雇用経費のほか、新型コロナウイルスワクチン秋開始接種、こちらを行うための関係経費となります。

11ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費でございます。3目農業振興費のうち委託料403万7,000円につきましては、町の農業振興地域整備計画を見直すための関係経費でござい

ます。負担金補助及び交付金1,325万9,000円につきましては、農業用生産資材の価格高騰に対しましてさらなる影響緩和を図るために当初予算の支援策に上乗せして補助を行うものでございます。5目農地費につきまして305万円を増額しております。こちらにつきましては用水の供給が不安定な井戸のポンプを補修するための経費でございます。対象施設は真庭区の権現さく泉揚水機場でございます。

9款消防費1項消防費でございます。4目災害対策費のうち委託料2,046万円につきましては町が保有する地図データや気象庁などの外部サイトと連携したシステムを構築し、町の災害対応力及び町民への情報発信力を強化するものでございます。財源につきましては国庫支出金を活用いたします。工事請負費2,700万円につきましては震災慰霊碑の建立後、町内外から一定の方々が訪れていることに加えまして防災関係の視察なども増えてきております。町といたしましては震災の記憶を後世に確実に伝えるため、津波被災地域に残された課題の一つでもあった周辺環境を整えるものでございます。財源につきましては地方債を活用いたします。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費でございますが、合計で60万円を増額しております。こちらにつきましては個人からございました寄附金を活用した学校図書購入費用でございます。4項幼稚園費につきまして40万円を増額しております。こちらにつきましては児童福祉施設と同様に、物価高騰に直面する町内私立幼稚園自体への支援金でございます。財源につきましては国庫支出金を活用いたします。5項社会教育費につきましては380万円を増額しております。こちらにつきましては震災遺構中浜小学校の中庭のちょうど中間に設置されてございます防鳥ネットの張替えを行うものでございます。財源につきましては震災復興基金を活用いたします。

13ページをお開き願います。

6項保健体育費につきまして、財源内訳の変更を行っております。こちらにつきましては当初予算で既に計上してございます給食食材費高騰分の経費の財源を一般財源から国庫支出金に振り替えるものでございます。

次に、主な歳入予算につきましてご説明をいたします。7ページにお戻り願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金につきまして2,330万7,000円を増額しております。こちらにつきましては歳出でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種の財源でございます。

2項国庫補助金につきまして1億1,125万1,000円を増額しております。1目総務費国庫補助金2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,442万円につきましては、物価高騰分に充てる財源になりますが、その内訳を申し上げます。低所得世帯に対しまして1世帯当たり3万円給付分として4,798万円、こちらにつきましては国の低所得世帯支援枠5,000億円分に基づくものでございます。このほか、農業用生産資材への上乗せ補助分として1,886万円。それから児童福祉施設の副食費分として109万7,000円。それから小中学校の給食費分として578万3,000円。それから児童福祉施設及び私立幼稚園への支援分として70万円。合わせて2,644万円となります。こちらにつきましては国の推奨事業メニュー7,000億円分に基づくものでございます。なお、低所得世帯に対しまして4,798万円につきましては国からの内示額は2,846万円であることから、約2,000万円の開きがございます。こちらの開きにつきましては令和3年度の支給対象世帯数の7割に当たる額とな

るために、同時に国から示されております地域の実情に応じた事業を計画されたいとこのような考え方に基きまして歳出予算と同額の4,798万円を歳入予算として見込んだものでございます。3節デジタル田園都市国家構想交付金1,023万円につきましては、歳出でご説明いたしました災害情報システム構築に係る財源でございます。

2目民生費国庫補助金359万4,000円につきましては、私立幼稚園での一時預かり事業に活用する国の財源でございます。3目衛生費国庫補助金2,300万7,000円につきましては新型コロナウイルスワクチン接種の財源でございます。

16款県支出金2項県補助金でございます。1目総務費県補助金168万3,000円、こちらにつきましては県から勧められております移住支援金の制度拡充に伴うものでございます。なお、これまでの地方創生推進交付金がデジタル田園都市国家構想交付金にメニュー替えされたことから4節367万2,000円を皆減し5節を新設したものでございます。2目民生費県補助金359万4,000円につきましては私立幼稚園での一時預かり事業に活用する県の財源でございます。

8ページをご覧ください。

6目教育費県補助金12万円につきましては理科教育設備整備費等補助金の内示があったものでございます。なお、当初予算で理科教育教材購入費に充てておりましたふるさと振興基金、こちらにつきましては同額の12万円を歳入予算から減額しております。

続きまして、18款寄附金1項寄附金でございますが110万円を増額しております。こちらにつきましては個人や企業からございました寄附金を記載の目的に沿って受け入れるものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金につきましては2,903万2,000円を増額しております。こちらにつきましては財政調整基金及び震災復興基金の繰入額を増額し、ふるさと振興基金の繰入額を減額するものでございます。なお、これにより財政調整基金の繰入額の累計につきましては8億6,404万4,000円になります。

続きまして、21款諸収入5項雑入につきましては230万円を増額しております。こちらにつきましては地区集会所への備品整備に要する財源でございます。

22款町債につきましては後の地方債の補正でご説明いたします。

次に債務負担行為の補正につきましてご説明いたします。3ページにお戻り願います。

債務負担行為として1事業を追加しております。今年度末で契約期間が終了いたします学校給食搬送業務につきまして、更新車両の改造に要する期間などの見通しがついたことから新年度、つまり令和6年度当初から滞りなく運搬業務の履行が行えるよう債務負担行為を設定するものでございます。

4ページをご覧ください。

最後に地方債の補正につきましてご説明いたします。

限度額を2,020万円とする一般単独事業債を追加してございます。充当する事業につきましては震災慰霊碑に設置予定のトイレ整備でございます。

以上が補正予算(第1号)の内容となります。ご可決を賜われますようによりしくお願い申し上げます。

議長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

12番（高橋建夫君）はい、議長。ただいま説明ございました。歳出の9款消防費1項消防費4目の災害対策費のトイレ建設2,700万円の件について3点ほど伺います。

1つ目は補正用予算の性質上本件のような類いの提案はこれまでよく当初予算で提案すべきという議論がなされてきました。何ゆえ当初予算の計上ではなくこの時期の補正予算となったのか。併せて、町長は常々議会への説明は丁寧に行うと信念を持って言われてきましたし実行してまいりました。この件については全員協議会等議会への説明もなかったと記憶しております。どういうわけか、まず伺いたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。まず1つ目です。なぜこの6月の補正になってしまったかというところですよ。その件に関しましてはまず震災遺構、慰霊碑の、慰霊碑というのは霊を慰めるものであって二度とこのようなことが起きてはならないというふうな戒めと警告、そういうものを目的に建設したものであります。そこに対してこれまでも私の考えとしてはトイレ、そこに慰霊に来た方たちが入るトイレがないというところがまず整備されたころからトイレがないということは気になっていました。トイレもつけるというふうに私の中ではそういう認識でおりましたのが、整備されてから長年ずっとトイレも整備されずにきていたということがありまして、今回当初予算に組み込もうとしましていろいろと調べました。そうしたら、結構な金額がかかる。それで3月の予算の中でまず予算をもう少しきちっと整理しようというところになりまして、3月の当初予算に入れるのを間に合わなくてその時点で当初の中には組み入れませんでした。しかし、なぜこの時期になったかというのは来年のそうしたら3月まで待てばいいのではないかというふうな形になると思うんですが、これまで少なかった交流人口もいろいろな形でやってきて今年度、先月ですか90万人近くまでいくようになりました。この町に訪れる方も増えてきました。そういう中でコロナの分類も5類に変わったということで少しずつ町として交流人口、さらなる交流人口というところもあります。今中浜小学校、震災遺構の中浜小学校もそこに今後の防災教育のために訪れる方も本当に増えております。私の想像はつきり言って以上の方が訪れていただいています。その際に慰霊碑まで来ていただいている。そういうこともあって慰霊碑にお参りをされる方も増えてきているというところで、何回か地元の交流センターのトイレをお借りして使用させていただいたというふうな事例も伺っておりますので、これは早急にトイレは造るべきだなと。できれば来年の3月11日までには使えるようにしたい。少しでも早く整備するのがいいのではないかと思います、今回このような形で提出させていただきました。

もう1つ、なぜ議会のほうに説明をしなかったかというところなんですが、これは本当に私のほうで謝るしかないといえますか、これは私も議員をやっていたのである程度皆さんの中でトイレがあそこに必要だというのは共通の認識だと勝手に思い込んでしまいました。ですから、あそこにトイレを早く造らなければいけないというのは議会側でも皆さんそのような認識でいると私が勝手にそういうふうに思い込んでしまったところがありました。ですので、今回も本当に高額ではあるんですけども今現在いろいろな形での資材の高騰やら何やらがありまして来年の3月まで待っているとまだこの金額で建てられるかどうかというのも分からない状態でもありますので、そういうことも含めましてこの時期の提出というふうになってしまったということでご理解をいただきたいと思います。

12番（高橋建夫君）はい、議長。今町長から自分の思いとこれまでの検討経過が話されました。

それであればなおさら途中経過の説明があつてしかるべきではないかと私はそれが常識だと思います。

続いて、次に2つ目に有利な財源の見通しが立った時点での提案でもよかつたのではないかと思うんですが、これについてはいかが考えますか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。それもいろいろと内部で使えるような補助なり何なりというのを精査しておりました。先ほども言いましたように、次の9月なり来年の3月、結局その時期までに待たないで造るべきではないかというふうに思って今回、全然何もしないでいたわけではなく、現状の中でまだ間に合っていない部分もありますので今後もそのようなところで補助予算が取れば組替えなどもしていきたいというふうには思っておりますけれども、先ほども言いましたように、できるだけ一刻も早くこれは整備しておくべきものだというふうな判断で行ったわけです。最初に慰霊碑建設をしてある程度の期間の中で1つの事業としてトイレもあそこの中に整備をしておけば今ほど高い値段でかからなくて整備もできたのではないのかなというふうにも思ったりもしますけれども、過去のことを言ってもしょうがない。現在の中で早急に必要なものというふうに判断してこのような形をとらせていただきました。

12番（高橋建夫君）はい、議長。今お話あつたわけなんですけれども、私は有利な過疎債とか積極的に国とヒアリングをしてそれは成就した段階での提案でもなかつたかという意味でお伺いいたしました。

3つ目は、最近ある方から伺つた話として、山下第一小学校に同じく下水に流すトイレを500万円で設置したということは耳に入っていました。その頻度制とかからも考えまして、本件も財源的にその仕様内容、スペックといいますか及び金額の面でもっと精査する必要があつたのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。トイレのほうもいろいろとどのような形にするかというのをこちらでは本当に相当時間をかけて話し合いをしました。その中でまず1つ、県の条例などを見ますと車椅子仕様のトイレを必ずつけることとかいろいろあります。結局、必ずと言ってもあとは多分私というか町の判断なのかなと。トイレの大きさはただその施設に合った形というのがあると思います。今回、深山公園のほうも再整備しておりますけれども、まさか深山公園にプレハブのトイレをつけるかということではできないわけですから、やはり施設施設、環境に合わせた形でのトイレの在り方というのがあるのかなと。ですから、いろいろな場所についている公園だったり駅前だったり、あとは3つの避難丘公園だったりそういう場所のトイレとかそういうものを全てチェックしまして、いろいろなところにあるものをそれで今回は一応考えてあるのが女子トイレが1つ、男子トイレの大きが1つ、小が1つ、それに車椅子が使えるトイレが1つと最低限それはなくてはならないだろうというふうな判断で今回整備をするように検討して、先ほども言いましたように最初3月の議会に提出したかったんですが、私もびっくりするような値段で出てきたものですからそこではまずもう1回見直しをしようというところでいろいろ精査しまして、今高橋議員から出たようにそういうふうな500万円、600万円、プレハブとか仮設程度のそういうふうなトイレならどうだろうとかその辺も含めて全て相談をした上で、やはりあそこは不特定多数の日本中から、世界中から来てもらいますというか訪れて慰霊をしていただく場所なのでそれなりの形のものでないということですので今回は判断をさせていただいたところであります。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

そのほか、質疑。

7番（竹内和彦君）はい、議長。同じくトイレの件で質問したいと思います。トイレの建設という一般的なには2,700万円という金額は通常我々は家1軒分の費用だというふうな認識であるんですが、なぜこんな金額2,700万円もかかるのか。その辺、分かりやすく説明をお願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その内容につきましては関係部署のほうから説明をさせていただきます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。トイレの内容につきましては、RC構造の工場製作が現地で建てる日数を少なくするタイプの構造となっております、つばめの杜中央公園にあるもの、笠野、花釜の防災公園に設置されているもの、あと牛橋公園にも設置されているものと同等の構造となっております。以上です。

7番（竹内和彦君）はい、議長。構造的にRC構造だということで、確かにRC構造、木造と違って経費が掛かります。それで私は思うんですが、以前にここにはトイレがあった。立派なトイレが、そして震災で使えなくなったということでこれを駅が当初はあったんですが、駅は内陸移転だということなんだけれども、ここにトイレ必要だということで修繕して使えるようにしたはずです。そのときにも費用は結構かかったといいますがそのときの費用というのは幾らかかったんですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうから説明をさせます。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。ただいま資料を持ち合わせていないのであれなんですけれども、ほかの施設と同じような形で災害復旧という形でトイレを直したわけではなく、最初はボランティアの方たちが使えるようにということで修繕料で直していたような形になっております。以上でございます。

7番（竹内和彦君）はい、議長。その修繕にかけた費用が分からない。結構かかったというふうには聞いてはおりますけれども、その辺は幾らかけて修繕したのか分からないんですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。正確な今現在幾らかかったかというのは私も認識しておりませんが、あそこは最初お金をかけてきれいに直したわけではなくボランティアで使う方たちが自分たちの手でまずは使えるようにということで直し始めて、水が出ないから何とかして出してほしいとかいろいろな形をお願いしたんですがなかなかそれもかなわなくて、それを周りで入れた人たちが1回修理をしたら町のものなので勝手に手を出さないでくださいという注意もされたりとかいろいろなことがあった中でいつどの時点でお金をかけて修理したかというのは私の記憶にもないんですけれども、その辺は今担当のほうでもわからないということで、私も実際高圧洗浄機持って行ってあそこを全部掃除した記憶もあります。中も外も車椅子のところも電気も家から引っ張って行って長いコードで持って行って水道も持って行って掃除した記憶もあります。その後町長のほうで来て私がこういう立場でこういうのも言うのもなんですけれども、当時お金をかけてきれいに直した記憶がちょっと使えるように多分とにかく今あるものを水道だけ直してとかそんな形で使える形にだけしたのかなと。掃除などもボランティアの方たちがしてくれたり地元の方たちで掃除していた記憶もございます。大変申しわけないんですが、竹内議員の質問に対する回答にはなっていないと思うんですけれども、こちらとして今の段階でお金をどのぐらいかけて修理したかというのが今手持ちがないので、申しわけない

んですけれども分からない。

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩で調べてもらいますか。昼ですから。

7番（竹内和彦君） はい、議長。これは肝心なことなので調べていただいたほうがいいですね。

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩とします。再開は1時5分、1時5分再開とします。休憩時間中に調べられる範囲で調べてください。

午前 11時47分 休憩

午後 1時05分 再開

議長（岩佐哲也君） 再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 休憩前、竹内議員より旧山下駅前のトイレの改修したときの金額を幾らなのかと、その回答から始めたいと思います。

建設課長（山本勝也君） はい、議長。まず初めに、お時間を頂きましてありがとうございました。

旧山下駅前トイレの改修費用ですけれども、約510万円ほどかかっております。以上です。

7番（竹内和彦君） はい、議長。修繕費用は510万円かけて修繕したと先ほどはどうもボランティアの人たちが動いているいろいろなやっただろうという話ありましたが、それは清掃とかそういった類いのことはやっただろうけれども、直したのは町の出費で出している。510万円もかけて使えるように修繕したということであります。そして使えるようにしたトイレ、それも数年もたないうちにそれを解体した。その解体した理由は何でしょうか。お尋ねします。

町長（橋元伸一君） はい、議長。担当課のほうからお答えいたします。

建設課長（山本勝也君） はい、議長。解体した理由に関しましては、県道山下停車場線の事業用地として県のほうから譲渡を求められたため、町のほうで協議して解体した経緯となっております。以上です。

7番（竹内和彦君） はい、議長。その解体した費用は幾らですか。

建設課長（山本勝也君） はい、議長。解体費用は418万円です。以上になります。

7番（竹内和彦君） はい、議長。この旧山下駅前にもともとトイレあったものをそして震災で使えなくなり、そして修繕をして使えるようにした。そしてまたそれを県の要請かそういうことで解体したということで、相当ここには費用かけてあるはずで。そして新たに今度はまたその近くにトイレを建設するというふうな予算を今回の補正予算に組まれているわけですが、大変なこれまでの予算とこれから造るもの合わせれば3,000数百万円、4,000万円近いような金額になるわけです。我々としてはもっと優先すべき予算というのはほかに多くあるはずで。優先順位から言って果たしてこのトイレをここにまた造るのか。壊したものを優先すべき課題というのは子育て予算等々様々あるわけです。そして我が町では子供たちの学校給食無償化ということなどは私は喫緊の課題だというふうに思うわけです。そういった優先すべき予算が多々あるはずだというふうに申し上げて私の質問これで終わります。

議長（岩佐哲也君） ほかに質疑はありませんか。

5番（渡邊千恵美君） はい、議長。関連なので続けさせていただきます。2,700万円という

ことで家先ほど同僚議員もおっしゃっておいりましたように家1軒分ぐらいかかるような費用ということで、そこには上下水道とか浄化槽ですか、そういった金額とかも含まれているかどうかお願いいたします。

建設課長（山本勝也君）はい、議長。あそこは下水道の区域ですので下水道の配管の費用まで、あと水道の配管費用まで組み込んだ値段となっております。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。9款と言って消防費となっておりますけれども、そこは慰霊碑ということもあり消防費こういったそのトイレとの意味合いがあるのかご説明願いたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうからお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。もともと大地の塔建設に当たっては当時の危機管理室が主管となって慰霊碑の建立手がけておりますので、基本的にあそこの敷地に関係するもの、今回のトイレの整備に当たっても当時の危機管理室、今の危機管理班で対応することで9款の予算措置となっております。

議長（岩佐哲也君）いいですか。そのほか、質疑の。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。一般会計補正予算12ページ、10款教育費2項小学校3項中学校の教育振興費ですが、消耗品費増がありますがこれは個人から寄附を受けてそれを基に図書購入費に充てるというふうな説明がありましたが、それぞれ小学校4校中学校1校それぞれ金額は幾らで1人当たり幾らになるのか教えてください。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらは指定寄附として児童用の図書ということの申出がありましたので予算措置しておりますけれども、1人当たりという計算ではなく全体的な図書購入の中で各小学校に割り当てるという形にしております。以上でございます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。説明だとこれは個人からの寄附をここに充てたとありますが、ということは年度の年間の当初予算ではないわけですね。当初予算は幾らそれでは組み込まれているのか。

議長（岩佐哲也君）時間かかりますか。それでは次の質問、今のは後で。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。補正ですから基本的には当初予算があって補正、これは寄附されたので指定寄附で図書に使ってほしいというふうなことだろうと思いますが、昨今のニュースや新聞には個人1人当たりの購入残高、図書費が少ないというふうなこともあったもので今私は質問しているわけです。昔から読み書きそろばんの読む部分の予算なわけですからもっとこれに上乘せをして補正をする。いわゆる先ほどの回答ですと学校側から要望もあったというふうなことだったので、そのときにもっと上乘せをする考えとか計画はなかったのかどうか教育長に回答を求めます。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。1人当たり幾らというふうなことではなく、図書標準と言うんですが人数当たりに対して何冊の冊数があるべきということは国のほうから示されておりました、それを目途にしながら各学校に図書購入の費用を充て、その標準の冊数が達成するように計画的に予算の配当をしております。ただ、町内全部の、これもちょっとデータないんですけれども、全部の学校が標準に達しているという状況ではなかったかなと思います。そういう点では学校によっての予算の充て方というのも考えてはいかなければならないかなと思います。ただ、今回の件につきましては先ほど来お話に出ているように指定の寄附ということで、こういう使い方をしてくださいということで頂いておりますので、それを補正として上げる形を取ったということでご理解いただきたいと

思います。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。過去からいろいろなこと、状況を調べてみますと山元町は非常に貴重な卒業生が多くて各学校に図書購入費または文献の寄贈というふうなことで各それぞれ小学校とか中学校に寄贈されてきた経緯もこれまであります。それで学校の格差が学校間の差が開いておったことも間違いありません。震災後、図書購入費が少ないのではないかというふうなことを申し上げたときには世界や全国各地から震災を期に図書そのものの寄贈が大分あって大分冊数が増えたというふうなご回答をいただいておりますが、その後、世の中の流れとか図書は古くなるとなかなか時代にマッチしたものではなくなることもあるので今質問しているわけですが、図書と同時にDVDとか視聴、見て学ぶというふうなこともあるので今後いろいろな形でその分野からも考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。それでは 1 1 ページの 6 款 1 項 3 目農業振興費の 1 8 節農業用生産資材価格高騰支援事業の補助金増ということで国からの上乗せがあった分ということで今回補正なっているんですけども、事前に各農家なり回覧で案内周知はされているんですけども、今後これをどのようになるのかという周知はする考えはあるのか。それいつごろなのか確認したいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうからお答えします。

農林水産課長（村上卓君）はい、議長。こちらの農業用生産資材の支援の部分につきましては、今後議会のほうの可決いただいた時点で来月初めから周知も始めて、新たに交付もしていきたいというように考えております。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。併せてすると前とのスケジュール等が今回のスケジュールは変わってくるのか。それとも前のスケジュールに合わせて支援をするのか。その辺はどうなんでしょうか。

農林水産課長（村上卓君）はい、議長。こちらの支援につきましては当初予算で組んでいる金額と合わせてということになりますので、改めて周知させていただいて早急に交付していきたいというふうに考えております。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。スケジュールは変わるのか変わらないのかも併せてお願いします。

農林水産課長（村上卓君）はい、議長。こちらについては事前の部分というのが当初の部分、まだ周知できていない部分ありますので、今回の追加交付に併せて周知させていただくという形になるかと思ひます。以上でございます。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。わかりました。それでは次に 9 款 1 項 4 目 4 項 4 目の先ほどの工事請負費トイレ工事についてなんですけれども、前に説明あったときには今日ちょっと説明に入っていなかったんですが、地区行政区からの要望もあったということで説明を受けたんですが、その点は今回変わりないですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうからお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。確かに地区からの要望もありましたが、もともと当初予算に計画していたものでございます。もともと当初予算に計画しておりましたけれども、調整がつかず今回の提案になったものでございます。

1 1 番（菊地康彦君）はい、議長。では、これは従前から要望があつて予算組もうと思つていたけ

れども入らなかったということなんですね。総括質問で私も確認したんですけれども、ほかからの各地区からの行政区からもいろいろ要望があって、いろいろ精査してその中でこれに限らず当初予算に入らなかった項目が結構あるんですけれども、その辺も勘案しているということですね。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。最初に言いましたように、新たな事業というふうな私の中で考えがなくて、慰霊碑を作ったときにトイレというのは設置すべきものだと。それを作るはずのものを作っていない。なので、よそからの要望とかとはまた別というふうに判断して、これはとにかく早急に作るべきものという判断の中で今回このような形で上程させてもらったということです。ほかからの各地区、これまでそれこそ何年も前からいろいろな形で細かい事業のほうを要望が上がっているのも分かっていますので、それとはまた別と。これは復興の事業の中の私は取りこぼしというふうに私の中では判断させていただいたところですよ。

11番（菊地康彦君）はい、議長。私も今竹内議員なりいろいろの話も聞いている中で前から思っていたことなんですけれども、なぜ取り壊したのはいずれしようがないとして私あそこにも必要だと思っていました。なぜ町長途中で代わったから分からないとは思いますが、なぜ町執行部が壊したときに次の手立てを考えなかったのかということ。私はここが不思議でならないしそれが急に補正予算で上がるということのも気になります。そこを執行部の話聞きたいです。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。前になぜ壊したかというのは私のほうでは。なので。

議 長（岩佐哲也君）壊したときになぜすぐトイレのあれの案が出なかったのか、出さなかったのかという確認だと思います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたように、私としては作るべきなものだと思っていたので、当時なのでそれが作られていないということできっきも言ったようになるので今回私になって作らなくて早急にそういうことで提案させていただいたということです。

11番（菊地康彦君）はい、議長。私今の町長に言っているつもりもなく町執行部が町長も前の町長なるかもわかりませんが、すぐに進言しなければ駄目だと思うんです。担当課がそこで予算取りしましょうということでやってこなければならぬ事業だったんですけれども、ただ、それをいまだに誰が担当だったというとうとうしようもないですけれども、今さらそういう部分が私には腑に落ちない。今回の間に合わないにしても当初予算にもないし我々に説明というのにも必要だと思うんです。そうであれば今ここで議場で町長からいろいろ話聞いてなるほど町長もそういうことを考えながらやったんだなと思いますけれども、提案された我々は何のことだか分からない。何で今さらなんだろうというのが正直なところなんです。だから、ここはしっかりそこも考えていただいて過去のことでも何ですぐに出さなかったのか。町長はじめ皆さんも何していただいてもいいですから言って議会軽視になると思うんです。ここでこうなるというのは私としては納得今していない状態なんですけれども、町長の話は経緯とかはわかりましたけれども腑に落ちない提案だなと思っています。以上です。

議 長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私は3款2項5目の学童保育の部分です。委託料が846万円増になって、先ほど説明のありましたけれども、児童クラブの利用者数が多くなって増

員ということなのですが、これは1名でよろしいのでしょうか。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちら支援員3名の増員という形になっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。3名ということなのですが、山下小学校の増というのは分かっていたのですがほかにもどこか支援員さん増加になったのでしょうか。どこに配置になっているのか。その辺確認させてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。支援員の人数でよろしかったのでしょうか。山下小学校が6名だったのが3名追加になりまして一応9名の配置というふうになっております。坂元小学校は3名、山下第一小学校が3名、山下第二小学校が7名というふうな配置になっております。坂元小学校と山下第一小学校におきましては、1クラスということで1単位に2名以上という形になっておりますので、その人数の配置となっております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。10ページの4款1項の2目の予防費の中の報酬とかなんで先ほども聞いたんですけども、秋口に向けてのをということなのですが、会計年度職員何人を予定しているのか。その辺、お尋ねしたいと思います。

保健福祉課長（齋藤 剛君）はい、議長。会計年度任用職員になりますけれども、先ほど申し上げましたのが4月から8月までということで、同じく短時間勤務の職員を2名、9月から3月分をここに計上しております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

そのほか、質疑ありませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。12ページの農林水産業費の6款18節負担金及び補助交付金なのですが、農業用施設管理負担金増であります。先ほどの説明ですと揚水機場と私聞いたんですけど、聞き間違いかどうか分からないのですが、この負担金増というのはどのような内容的には負担金の増額なったその内容をお知らせ、お聞きしたいと思います。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの農業用施設維持管理負担金増につきましては真庭の権現さく泉の改修という部分になります。事業自体は互理土地改良区で実施するものになりまして、町の改良区の負担とあと宮城県の負担、あとは町の負担ということで、町が35パーセントという中でこの105万円という形で計上させていただいているものになります。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。さく泉を新たに作るのか、それとも今あるさく泉を改修するといえますかどちらなのでしょう。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらにつきましては今のさく泉が水の出が悪いという中で改修の工事になります。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。改修、水の出が悪いということでポンプを入れ替えるとかそういうふうな部分なのか。それで基本的には適正化事業という解してよろしいんですか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらにつきましては今ある井戸のボーリング、新たに作り直すというか同じ部分を同じ深さに新たに外側に井戸を掘るような形、口径を広げるような形の改修工事をしまして水量を確保するというような改修工事になります。

10番（阿部 均君）はい、議長。こういうふうな場合、さく泉がもしあんな場合は適正化事業と言いまして先ほど課長が言った割合でやるのが普通なのですが、そういうふうな部分で町の負担が35パーセントとの部分、新たにさく泉もしもやるのであれば物すごい大金

かかるんですね。普通2,000万円3,000万円近くのお金かかってしまうというかこれだと100万円ちょっとぐらいのものなので小規模の改修事業なのかなと思ったんですが、今話聞くとよほど大規模なものだなというんですが、その辺どうなんですか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの部分につきましては、今ある井戸の部分の水脈といますかその部分の出が悪いものですから、そこを新たに外側に工事で拡張して水源の手当てをして従来の水量に戻していくというような形の工事になります。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。今の一番水田水を使う時期ですので、支障のないように工事が進捗図れるようにいい対応していただきたいと思います。

それから、非常に先ほどからいろいろな意見が多様な意見が出ております。災害対策費の中のトイレ建設工事費であります。一番最初に第一小学校で500万円で終わったのではないかという質問もありました。非常に誤解を招きますので確認したいんですが、第一小学校既存のトイレの中を改修した500万円なのか。新たに作った500万円なのか。その辺、確認させていただきたい。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。第一小学校のトイレにつきましては、新たに作ったトイレになります。前にトイレがあったんですけども、そちらを耐火構造となっていなかったために取壊しを行ってそれを作り替えた、作ったということになります。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。新たに作って500万円でできたという解釈でよろしいんですか。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。新たに作って、軽量鉄骨のユニット型のトイレを495万円ということで作っております。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい、議長。先ほどからいろいろな議論がなされております山下駅前のトイレの件も非常にいろいろと質問がございました。いろいろな部分で回答にあったとおり、あそこは県道の改修工事、それから花釜牛橋線、それから県道なんかあれは本当の県道ですね。県道の工事との絡みがあって当然当初から県の事業なり何なりが明確に示されていればああいうふうな結果を招かなかったのかなと私は思います。当然県のいろいろな部分の方向性が二転三転したのかなといろいろな部分でなかなか路線も決定しない。いろいろな部分があって私も少しは内部的にはいろいろ認識している部分もあるんですが、もう終わってしまったことなのであまり言いたくはないという部分がありますし、そういう部分でいろいろな部分の絡みが震災の復旧・復興の中でいろいろな部分があつてああいうふうな状況に至っているという部分があるかと思えます。当然公共施設、それで今回の震災の一番山元町本町において一番あれなのは中浜小学校の震災遺構、それからあれは当然いろいろな部分ですぐに可視化できると思いますか私はあまり好きではないです。あそこに行ってしまうとフラッシュバックみたいになってしまうという部分がありますので、あとは。

議長（岩佐哲也君）討論は後でありますので質疑に集中してください。

10番（阿部 均君）はい、議長。わかりました。非常にあそこは震災遺構で鎮魂の碑、鎮魂の場所でありまして、これから非常に人がいっぱい来る可能性がありますので私はあそこはトイレは何が何でも早急に整備すべきだという部分だけ今は申し上げておきたいと思

ます。以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか、質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。9ページ総務管理費の23目の委託料と負担金補助金についてお伺いします。ここに4,700万円、800万円近い措置予算が措置されているんですが、この関係です。住民税非課税世代云々かんぬんシステム改修費として5,550万円、そして下に臨時特別給付金として4,200万円。4,200万円については1世帯3万円のものだからこのことだけのための改修費用という受止めでもよろしいのかどうか。

保健福祉課長（齋藤 剛君） はい、議長。今回の委託料の550万円、電算システムの改修なんですけれども、今回の非課税世帯へ給付金を支給するための通知関係、あとは送金関係に係る部分を改修するもので、これだけかというところの支給に関する事務の改修費ということになります。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。この3万円を、1人で3万円を払うためだけの改修費用ということなの。そうするといろいろなタイプ、いろいろな1人5万円とか5,000円だけいろいろこの間もいろいろ出ているんだけれども、そのたびにこの改修費用というのは出てくる。大体出てきているのは目にするんだけれども、あまり気にしなかったんだけれども、今回これ見ると結構大きい割合だなと思ったものだからこういう質問というか疑問を質問しているんですけれども、今後もそういうことということになる。これ国の金と言うとおかしいけれども国の金と言っても我々の金なんだけれども、何か改修費用さん、改修屋さんうんと儲け口作ってやっているのかななどと思う部分もあるの。そうではなく簡単にできないのか。550万円これにさらに対象枠上げることできるし、額を上げることできるとかさっきから金のこといろいろ皆さん言っているようだけれども、何か悪いことやっているのではないからいいんだけれどもこの件についてはそういう疑問も今後少し考えながら、あるいは国にも言ってそしてあなただけの話ではないんだけれども、全体の話なんだけれどもこの底辺についてはこの辺、疑問を呈しておくということ。

あと、いろいろさっきの農業資材、11ページ。6款1項3目農業振興費の中の農業用資材云々かんぬんとあるわけだけれども、これは追加というようなことで多分この部分だけでも当初予算とあれすると2,600万円近くの事業費になると思うんだけれども、これはこの前言った9,000万円の7事業のうちの1つということを受け止めていいのかという形の聞き方か、あるいは農用名前だと農業用資材価格云々ということだけれども漁業とか何とかというものあったと思うんだけれども、そういうメニューの中にメニューというか示している7事業だけ9事業の中にあっただかと思うんだけれども、それはこの中身入っている誰を見て入っているわけではないのね。2,000、1,325万9,000円の中にはの中身というのは全く農業用生産資材だけの事業費ということの受け止め方なのかな。

議長（岩佐哲也君） 企財かな、農業かな。どちら。

企画財政課長（佐山 学君） はい、議長。今のご質問に関しては、今回6月で計上している農業資材関係のみ、こちらの金額となります。1,325万9,000円。以上です。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。この間いろいろ言われているんですけれども、あと、多分に国の交付金、臨時交付金の中にもメニューの中にも入っていると思うんだけれども漁業

関係者、あるいは畜産農家というか牛乳農家何と言うんですか。あれはというのと酪農家ですか。数は少ないと言ってもその辺の手当てというのは事業として取り上げられているのでしょうか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。今回提案しているものにつきましては、対象が農業資材の部分で米農家とか畑作とかということでやらせておまして、あとは当初予算で肥料の部分については手当てをしているという状況になっていまして、今回そちらの部分とはまた別に357世帯分ということで農家支援ということで追加しておるものになります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これは従来型のいろいろな交付にあるんだけど、そのこの部分を使つての事業になっているのかというのが非常に当初の中で当初のその財源は前からの財源使い残しの財源というふうな理解もあるんだけど、そういう説明の中で今回の新たな交付金の対象にはなっていないという受止めでもいいのでしょうか。

農林水産課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの今回提案している部分については全額コロナの関係の部分で手当てといたしますか、財源確保しながら実施するということになっております。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今のご質問は、今回令和5年度に国から示されたメニューの中で農林水産業分野に広く対象としたそういう制度設計になっているかというご質問の理解でよろしいですか。すみません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。歳入の中に入っている7,442万円新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これこの財源を使った使つてこの農業用施設なんだ。農業用生産資材価格云々1,300使っていると思うんだけど、ここの7,400万円の中には使い道としていろいろあったよねということ。それは今回は使われていないのか。逆に言うと、当初別な1,500万円以上予算化しているんだけど、その手当て、その中での対応は当初から漁業者とかあるいは酪農家とか畜産のところには手当てしますよというふうな受止めでもいいのかな。少なくともこの7,000円余、今回生まれて出ている7,400万円を根拠とした事業はないというふうに受け止めたわけなんだけど、そうするとそして当初よりもそれに入っていないとするとそうすると先ほど説明したこの農業、それはその部分は漁業者とか酪農家とか畜産農家とかそこは除外されているのかなという疑問からの確認の質問でした。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。当初の関係につきましては農業用生産資材の高騰分、いわゆる元々の当初予算で編成した分です。こちら、これについては令和4年度からの本省繰越分というものが約1,500万円ありまして、これを充当して編成をしてございます。今回の6月の補正につきましては、この農林水産業関係についてはこの価格高騰支援分、農業資材関係、これだけに使用したことになります。そのほかの部分につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、学校給食の資材関係であるとか食材費関係であるとか、それから児童福祉施設の副食費の関係であるとか、そういったところに使つて今回は計上してございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。何かその辺の部分が見えないような予算になっているので少し今後その辺にも力を入れた取組を求めておいて、次に先ほど来出ているトイレ建設工事の件についてなんですけど、皆さんの話を聞くと2,700万円が云々というような高い安いとかかけ過ぎだとかということでのお話なのかな、疑問なのかなというふうな受止

めをしているわけですが、本当に2,700万円の根拠は何なのかということではちゃんとそれなりの説明は受けているし、その辺についてはその辺の町からの説明についてはこれまでも全協等々の中で少年の森のトイレの事業についても設置のについても聞いているわけで、かなりびっくりするような価格になっているのは事業費になっているのかなというのは受け止めている。ただ、それを裏返ってと言いますか何でそういうふうな値段になっているのかというのはこの間今の話にもつながってくるんですが、資材高騰、物価高騰の中でこれは全国的な表れなので現象なんですね。倍になっている3倍になっているとかと非常に大変なこの業界ではそういう中での多分この設定、予算設定とかということでも町も相当苦労した中でのこの間の説明の中で伝わってくる部分があるんですが、本当にこの2,700万円というのが相当望外な数字なのかどうかということについて確認したいんですが、この間山元町では同じようなトイレというのが古い話になりますが、山下駅前の方ほど来解体してどうのこうのという解体費用が400万円などという改修費が必要経費はどこにでも出していいと思っただけでも、山下駅前のトイレがどのぐらいの事業費でできたのか。あるいはその後に旧々山二小でサッカーしたり野球したり体育館ちょっと大変だということであそこにも人が集まるということでトイレを設置しました。その際の事業費が幾らかということなんですが、これは確認してそれに間違いがなければ山下駅前のトイレは2,700万円、これは平成9年30年近く前の値段です。20年か。それから山二小のトイレはこれは平成11年、その2年後ですね。これは1,500万円。その当時1,500万円でできたという予算、事業費から見ればこの今回の今の2,700万円はどうなの。それから少年の森の事業費も考えてきたところその辺の受止め、まず1つはこの2,700万円と1,500万円という事実かどうかというのを確認した中で町長の考え方をお伺いできればということで。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今遠藤議員のほうから各場所の設置した時点での金額というのを今提示されたわけですが、そうですね。今言った金額にほぼそのとおりということで、私も先ほどから言っていますように、最初に聞いたときにびっくりしまして家1軒建てられると言いますか平屋でしたら建てられます。本当に今安い家でも3,000万円で建てられるのかどうかその辺も家も分かりませんが、その辺はあれなんですけれども、本当にできるだけ安く、ただ今1,000万円でできるものを500万円、600万円で作るということではなく結局値段なりのものになってしまうんです、安くすると。そうするとその後の維持管理とか寿命とかそういうことも出てきて、最終的に維持管理考えたら10年でこのぐらいかかるのではないですかとか、ここで500万円600万円安いものを作ってもということで、あとは先ほど言いましたように、その場所場所の施設の場所に合わせた形といいますかそういうのも必要なのかなと。とにかく、本当に何か月も悩んで今回このように出ささせていただいたということで、初めてぽつと聞くとトイレなんかそんなに高くなくできるのではないのということで、もっと広げていろいろなところを確認をしましょうというところでいろいろ確認はしましたが、やはりかかるんです。今の中ではということで、今回このように上程させていただいた。特別高いところに頼んだわけでも特別すごい材料、特殊なものを使ったりしているわけでもなく、先ほども担当課でお答えしましたように避難丘公園とか各駅前とか公園につけたのと同じレベルの素材で一応、あとはトイレの数だと思います。便器の

数だったりそれをどうやって減らして少しでも安くするかかかるとか、その辺のやりくりだというふうに思って今回はこのような形で提出させていただいたということです。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。常識的なのか当たり前のというかがの値段の設定をしたというふうに、ここまで落とすのも大変苦労したのかのという話も伝わってきているんですが、そういう中でというかこの値段にそんなに違和感というか違いがなければ常識的に違うんだけれども、その前にこういうトイレというのは公共施設、公衆の集まり、会って当たり前の施設なんです。人が集まる場所、しかも公共施設、民間の施設ではないんです。あそこに集まる場所として慰霊の塔だけではなく後ろの道路も整備してみんな人が集まるようなわざわざそれを持って作っているんです。当然そして昔あったんです。どこから考えても当たり前にこう、もう一日も早く作らなければならない施設だのにもかかわらず何でここまで来たのというところにはいろいろあるんでしょうけれども、そんなことをいちいち言っていることはなく、今すぐやらなければならない重大な事業だということでぜひこのことについては通していただきたい。町長、頑張ってあってなくてやるべきだということを取りあえず発言して終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。12ページです。9款4目災害対策費の12番委託料について伺います。災害情報システム構築業務委託料のことですけれども、最初と伺いますか午前中の町長のお話ですと強化したということの、企画、説明ありましたけれども、その強化はどのように強化されるのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうからお答えいたします。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。9款の4目災害対策費の委託料の2,046万円に対する質問かと思いますが、具体的な中身を申しますと、先日の全員協議会でICT化ということで説明いたしましたとおり、例えばですけれども避難勧告とかそういった発令判断機能の情報の収集とか、あと避難所の管理品目のデータ化とか、あと天気関係の情報の収集をICT化するというシステムの構築経費ということでご理解いただきたいと思えます。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。次です。その下の14番工事請負費のことです。これはトイレの建設のことですね。ただいまから皆さんから上がっております。これは大地の塔ができた時点で本来であれば公衆トイレがあつてしかるべきだったはずなんです。これは一般の方が考えても当たり前のことだと思えるんですが、なぜかいろいろな事情があつたと思われましても前町政ではそれはなさらなかった。そして今になっているということというふうに思われるんですけれども、とにかく何人の方もおっしゃっていますように震災遺構中浜小学校ができて非常に多くの来場者、来町者がいらっしゃるということ、これは非常に皆さんがそれぐらい防災、あるいは地震を通して、あるいはのそういう大きな施設だというふうに感じているわけです。その後はこちらの大地の塔に向かわれているわけですね。あるいはこちらがご案内しているわけですね。そこにトイレがない。これはいち早くすべきです。そしてなぜ補正予算なんだとかという意見もありますけれども、橋元町長になられてまだ1年ちょっとということ、いろいろなことがあつたと思えますよ。だから、いち早くしたかったでしょう中の1つだとは思えるんですけれども、それを今になったことを責めるのは私は過酷かなというふうに私は理解してお

ります。ですので、後でまたいろいろなこと述べさせてもらいますけれども、今のところはそういうわけで私は今回のこの補正予算には賛成するものです。

議長（岩佐哲也君）質疑ですから今のは。

ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

休憩の発言がありましたけれども。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。再開は2時10分、2時10分再開とします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）先ほど質疑が終わりましたが、途中2件ほど後で回答するとありまして、回答が調ったようですので執行部のほうから回答願います。

1点目は伊藤議員の質問に対する図書費の中身についてですね。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。お時間を頂きましてありがとうございます。

図書の予算につきましては、1学級1万5,000円ということで設定しております。小学校で34学級、中学校で8学級ということがあって、全体の予算としては63万円ほど予算措置しているということになります。今回、寄附頂きましたので倍になるというような状況になります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、先ほど阿部均議員の質問に対するさく泉の部分について村上課長のほうで一部訂正があるということですので、発言を許したいと思います。

農林水産課長（村上卓君）はい、議長。先ほど阿部議員の質問に対して私、サクセンの関係、ボーリングと言いましたが井戸に手を工事で加えるような発言してしまったんですけれども、主な工事の内容としましては今設置されるポンプの交換となりますので訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

議長（岩佐哲也君）よろしいですね。

ただいま休憩中に3番岩佐秀一君、5番渡邊千恵美君から議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議が提出され、これを受理しました。

これから第1委員会室で議会運営委員会を開催します。

議会運営委員会の委員は第1委員会室に移動してください。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩とします。再開は14時40分、2時40分再開とします。

午後2時12分 休憩

午後2時40分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動

議の写しを配布しております。

これからこの修正案について発議者から説明を求めます。発議者を代表して3番岩佐秀一君、登壇願います。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。3番岩佐秀一です。修正に関して説明させていただきます。

議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議、地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により別紙ご配布している資料でございます。添えて修正案を添えておりますので、説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案、議案23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。第1条中1億9,258万7,000円を1億6,558万7,000円に、84億3,711万5,000円を84億1,011万5,000円に改める。

次に裏面をお開きください。

第3条削除する。これは地方債の補正ですね。これを削除するです。

以上が本修正案の主な内容であります。

具体的に説明させていただきます。次ページ以降の歳入歳出補正予算事項等明細書に記載されているとおり5ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費のトイレ建設工事費の2,700万円の歳出を減額修正し、それに伴う収入の基金繰入金と町債を減額するものであります。

提案理由について説明させていただきます。地方公共団体の予算は年間の一切の経費と将来の財産遺失に係る取決めを合わせて通年予算として編成するのが原則であります。これはよく先輩議員が言っていた言葉であります。しかし、当初予算確定後の様々な社会情勢の変化と変化によって既定の予算に変更を加える必要が生じた場合編成されるのが補正予算と私は考えております。この補正予算は一般的に当初予算の編成時に予期できなかった制度の改正、公共事業費等の配分、国県からの配分ですね。配分決定によるものが多く、主な例を挙げると法改正等に伴う制度の見直しに伴うもの、国県等の補助事業等の内定があったもの、その他これが一番の補正の原因だと思います。天災や災害の発生によって緊急を要するものがものなどあります。今回の補正予算に計上されたトイレ建設工事請負費については先ほど述べました補正が必要な理由には何一つ当たっておりません。地方公共団体の予算は今言ったとおりですので、補正は当初予算編成後において災害などの突発的な事由により必要最小限の変更を行うもの。なお、主な補正理由は次のとおりであります。法改正、今先ほど説明したとおりなんですけれども、3項目ほどありますね。法改正等に伴う制度の見直しに伴うもの、国県等の補正事業と内容があったもの、その他緊急を要するもの、以上ですね。

よって、今年度開始されたばかりのこの6月の補正であります。町長選挙を控え骨格予算であればともかく、このようにいとも簡単に補正を重ねると年間予算としての当初予算の意味がなくなり財政運営の一貫性を失われることになってしまいます。

よって、今回計上されたトイレ建設工事請負費については補正予算の性質には合ってなく、また2,700万円もの予算を必要とする事業であることから今後の財政にどのような影響を及ぼすことになるか財政事情が悪化することにならないか、また、真にや

むを得ないものであるのかなど十分審議が必要と思う事業であると考えております。

よって、今回補正予算として計上されているトイレ建設工事請負費についてはさらなる入念な計画、それからいろいろな提案、そして削除するものは削除し、いろいろなことを考えながら適正であると判断し提案するものであります。

令和5年6月9日、山元町会議長岩佐哲也殿。

発議者、岩佐秀一、渡邊千恵美。

以上であります。

議長（岩佐哲也君）これから修正案に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま提案理由ということで話がありましたけれども、私は今回5月8日以降コロナが5類に移行され、そして多くの方々が山元町を訪れてくださっております。そういうことからしても、住民にとってもそしていろいろな方々がここを訪れてくださっている方々にとっても私は不利益になるものとは思いませんが、その辺については検討なさったのでしょうか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。検討したのかということでありましてけれども、当然検討はしております。ということは、緊急性ということ先ほども言っています。優先順位ということも言っています。私は一般質問で言った中で町長がマニフェストで上げた給食費の無料化とかそれから保育所問題とか、また学校統合問題とかいろいろな問題を上げています。そのマニフェストを1つ1つやるのが今回のこの再質問の中に出てくるせめて時間的余裕あったはずです。あそこにいる中で必要性は分かります。しかし、今なのか。今ではないでしょう。ただそれだけで私は修正案を提出いたしました。今一番困っているのは当町で年金受給者、それから子育て世帯の経済的支援が必要だと私は思います。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私は5月以降になって多くの方々がこの町を訪れてくださっております。そして外出をする方々も多くなっております。コロナ震災後、あそこには旧山下駅のところには確かにトイレがありました。そしてあそこがなくなってからも商店のトイレなども貸していただきながらきましたけれども、公共施設のところにするのは私は先ほど町長も先輩議員たちもおっしゃっていましたが、公共施設というところにトイレはあって当たり前と私は思っていますよ。なので、本来ならば復興事業の中でやるべきだったのではないのでしょうか。復興の中でやれば町単独での予算つぎ込む必要性はなかったはずだと私は思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。確かに復興予算でやれば、よかったですと思います。ならば、なぜ10何年も投げていたのか。復興ではなくこの工事は復興予算ではないですよ。一般財源ですよ。一般財源というのは町民の一番使えるときに使えるはずの予算です。復興予算は国からの支援です。今必要なのは生活困窮者の方を救う。私はこのトイレ建設に反対しているのではないんです。今も言ったとおり、トイレ建設は必要です。今ではないでしょうというのがこの内容なんです。当初予算とこの補正予算の違い、これは基本はある程度皆さんで守って計画してやっていかないと当然崩れてしまいます。確かに必要なものは必要だから災害とか国からこれはやりなさいという支援、補助金があればこそやれるのが補正だと思います。賛成しているんですよ。だから賛成と今ではないんです。必要なもの分かる。そこは議論して予算を決めて町民に皆さんに説明して特定の

地域ではなく町全体に説明してそうだねということで建設するのが最良の手段だと思いますので、慌てないであと三、四か月でまた今選挙もありますし、そういうのを上げてマニフェスト、そしてやるべきだと思うんです。以上、私はそう考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私が今質問した回答にはなっていないんですが、今緊急性があるから私は本来ならば本当は復興事業の中でやるべきだったでしょうとそれは現在の体制ですか。何でもっと前に言わなかったんでしょうか。そういうことも含めながら私は今回このトイレを工事をするによって住民に不利益になることはないと思います。その辺はいかがでしょうか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。住民に不利益ということはアンケート取ったりいろいろな意見聞いたわけではないですので、どの程度の方が不利益になるのか。どの程度の方がそうだとそう言うのか私は時間的余裕ないと結果がでないと思います。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。不利益はアンケートとか何かではないですよ。あそこに不利益だというのであればあそこに行ってトイレに行きたい。何人かに私会っています。あそこであればすぐに使わせてもらえるのにひだまりホールまで何分かかると思いますか。そして先日は私が行ってたときに大型バスが来ました。その中のおばあちゃんたち、ずっといろいろなところを歩いてきたんでしょう。あそこに行ったらおばちゃんトイレはどこにあるんですかと聞かれたんです。すみません。ここから来るまでも4分5分かかりますよねと言ってひだまりまで連れて行ったり、あとたまたま花釜の区長さん副区長さんがいらっしゃるときはあそこを開けて貸していただいています。車でたまたま行っていればそういうふうな対応できますけれども、そういう対応しているところは多分皆さんご存じではないと思いますけれども、あそこを使わせていただいていたときずっと旧慰霊碑が立っても立つ前からもあそこを使わせていただいていた。だからこそトイレの必要性を私は訴えていたんです。これが住民の方々だけではなくいろいろな方々が来てトイレのない公共施設があると思いますか。公共施設であるトイレを作って先ほど出ていました財政事情悪化することになりますか。いかがでしょうか、その辺。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。財政事情が悪化するかどうかということでありまして、今も言ったとおり町単独予算、一般会計の予算で3,000万円近いの金を約3,000万円の金を使うに財政に影響するかどうか。それは町の財政担当が考えることだと思います。ということは、確かに財政調整基金とか過疎債を活用すれば決して影響しないと思います。だから言っているのは今ですかと言うんです。財政も経費を担保しないで計画して感情的とかいろいろな面でやってではなく、町民みんなの財産でありますので皆さんの意見をある程度聞いて、確かに交流人口も必要です。交流人口でお金が収入がなかったら町は財政は負担は破綻します。その辺もよく考えて、感情的ではなくなかったらなかったなりにおいでになる人にあそこにトイレないからここにトイレあります。または、あそこに作るまで暫時サインを作っておけばいいのではないですか、まずは。そして今議論していろいろなして当初予算に上げれば何のことない。私は作るなど言っているのではないんです。そういうわけです。財政には影響あるか、あと財政課に聞いてみてください。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私は財政に聞いているのではないんです。提出した議員さんの考えをお伺いしているんです。その辺について、再度回答願います。財政はきちっとできるといふふうに信じながら私は今物価高騰もしております。そういう中でますます高

くなるであろうということが予想されるからこそ、今こそ作らなければならない。建設する必要があるだろうというふうなことから話をしているので、財政事情悪化するとどういふところからしているのか。その辺、お聞かせください。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。財政に悪化は確実にします。ご存じのように、少子高齢化で経費はどんどん上がるはずで。これは皆さん分かっていると思います。そんな中で、財政調整基金は確かに25億円云々あると思います。これは今後増える可能性はないと思います。なぜかという、山元町で1万6,000人の人口のあったときの箱物は幾らあったか。1万2,000人の人口の今、箱物幾らあるか。経費幾らあるか。これを検討すれば確実に財政は厳しくなると思います。私は今の私の考えで私の考えということでもありますので、その辺は慎重に調べて私の考えとして財政は悪化すると思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑のある方。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話なんです、そもそもなんです、財政とか何とかこの施設はもう既になければならぬ施設なんです。公共施設の附帯施設として、そしてあそこに集まってくる方々は被災された方の遺族をはじめそれに関連した人たちが集まってくる場所なんです。先ほども言いましたが、そのほかに裏の裏というとうとうとう表現していいのか道路が整備されて花釜区の人だけに限らず集まる施設、立派な公共施設なんです。そこに本来あるべき施設がない。本来なければならぬんです。なくなったときにすぐに作らなければならぬ施設だったんです。それが何でここまで延びてきたかということなんです。何か理解しているようではありますが、だからその緊急性とか緊急性の話とかという話ではなく、既にもう作っておかなければならぬごめんなさいという感じの町長からすればそういう施設なんです、そういうふうな受止めというのはいできないものなのではないでしょうか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。私は何回も言っているとおり、要らないんだよ。なければならぬんだよと分かっているんですよ、私は。分かっているの。今なのかというの。原則ということで先ほども言ったとおり、何でもかんでも補正でやるならやっていたと思います。今まで先輩たちが言っていたでしょう。俺は新人議員のときから言われたことは当初予算と補正予算の違い、つくつく言われてきました。これは補正なんですか。一般工事と同じではないんですか。震災とか復旧工事ではないのではないですか。10年たって財政もどこから持ってきているかという過疎債を検討するか、あと一般財源でしょう。町債でしょう。支援のお金をするならまたこれは別だと思います。私は国からの支援……。

議長（岩佐哲也君）静粛に願います。静粛に願います。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。それは質問しているんでしょう。そういうことですので。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。答えになっているかなっていないから今ただ異議ありで動議だな。

議長（岩佐哲也君）手も挙げないであれは駄目です。認められない。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問に答えていません。答えていますか、議長。議長に確認します。

議長（岩佐哲也君）答えています。（「どういふふうに、私は何で必要なものが何でないのという話なんですからそれに対する答えになっていますか」の声あり）

それは必要だけでも、今ではないでしょうという説明を。最優先課題として今すぐ

やるべき問題とはちょっと違うのではないかという。必要だということは、必要ではないかどうかというのは返事していました。（「ごめんごめん、それに対して今必要でしょうということが私の質問なんです。なぜかと言いますと、それはとっくの昔にできていなければならない施設だったから、だから今ではないでしょうとか今でしょうというのが私の質問。しかし、考えとしては分かりました。全くその表現的には必要だというんだけども答えとしては必要ではないということを明確に答えているというふうには私はこんなこれは公共サービスを否定する今回答ですからね。本来ならばなくてはならない施設。それは公共サービス当たり前なんだよ。それが行政の必要なんだけれども、それが無いということで今大きないろいろ議論になっているんですが、今の件については発議者の答えは分かりました。そういう態度だと。次に合わせました発議者の方に聞くんですが、提案者、発議者になったわけですが、先ほどの質疑の中で2,700万円についてお尋ねになったかと思うんですが、それで先ほどのやりとりの中ではこれは理解したんだな。納得したんだなというふうな受止めをしたんですが、それ以上のやりとりなかったものだからその辺についてはいかがでしょうか。渡邊議員について質問して発議者だからいいんだよね」の声あり）

質疑ですから。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。私は大いに必要性を感じておりますけれども、本当に先ほどから申し上げておりますように、同僚議員が言うておりますように、今ではないでしょうということところです。当初予算に、先ほど町長から当初予算にあまりにも大きな金額だったので修正に時間がかかり補正予算にしたということを申されました。どうして、そうしたならば私たち議員に提案して一緒になって、本当に必要性を感じているならば提示して、みんなで一緒に考えてこの今のおきに出示してくれなかったのかとすごく思っております。必要性だからこそ当初予算に、当初予算の入る前に必要性だからこのぐらい、どのぐらいといいますか4,000万円ということを伺っておりましたけれども、それであれば私たち議員になぜ相談し執行部からの相談もされたり議員一人一人にその中でもこのぐらいはこういうことの提案をしたいということで全員協議会とかで諮って、そして今に至るのだったら本当に納得する金額とかを提示されたかと思っておりますけれども、今ではないでしょうということ。私は一般質問のときにフードバンクとか子育て支援の施策についての一般質問させていただきました。今本当に困窮されているたくさん、たくさんといいますか声が聞こえております。フードバンクに頼って米もなくて本当に電話を、メールをくださる方もいるということも聞いております。そういった人たちに優先順位をつけるべき今の2,700万円の金額であってほしいと思い、私は修正をかけさせていただいております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。質疑に対する回答ですか。意見発表ではなかったのによく議長が発言停止をよくなさるけれども、ではなかったのかというふうな疑問を持ちながら改めて確認します。その件につきましては先ほど町長が明快に答えました。本来ならば当初で出すべきだと。しかしながら、その時期に試算した結果結構多額、大きい額だったということでこのまま出したのではうまくないということで少々いろいろ調べさせた。そのために時間がかかった。それで当初間に合わなかったということは明快に言っています。そしてそのことについては明快だし明確な陳謝かどうかは表現上あれなんだけれども、一応それに近い態度をとりました。その辺については反省していると思っております。

ですから、そのことについてはいかが受け止めましたか。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。先輩方が今まで語ってこられた当初予算の意義ですか。財政運営の一貫性が本当に失われると思います。なので、私は当初予算にそういった大きな金額といいますか、今だからこそその2, 700万円は上げるべきだったのではないかと思います。修正をかけさせていただきます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。一貫性なくなるとはどのような一貫性がなくなるんですか。分かるように1回理解できるように説明してください。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。こういった補正予算の場合は天災とか災害とか発生に緊急に要するものということで伺っております。なので、そういった緊急性といいますか国でとかの補助事業があったものとかに関わる費用をつけてくださるのは補正予算だと思っておりますので、それには当てはまらないのではないかなと思いました。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の補正の先ほど来出ていますが、補正の受け止め方、対応、理解ということも4点3点4点ぐらいあるかと思うんですが、この辺についてはまさに緊急性と果たして緊急性、当然なくてはならないものだからそれに予算がだと本来ならばこれまでぶり返すとあれなんだけれども、もともとそのときに作ってれば2, 700万円などかからなくて作れたし、あとは復興の財源の中で町の金を使わないで十分できた事業なんです。そういう意味ではなく、それで考え方としては補正ということではなく当初の対応で当初で措置しようということをやったということも説明しています。けれども、諸事情というのはかなりの高額な単価がついたから過去がついたからこれではちょっとというのももう少し勉強というかし直せということで当初で上げられなくて、その後、いろいろ検討した結果あるところまで落ち着いたということで今回上げてきたということであって、補正の対応としての大きな間違いはない。しかしながら、そうは言っても表面上言われるような部分も若干あるということで先ほどの謝罪といいますかがあったということです。そこはいいです。大体渡邊議員の意見も立場も分かりました。

あと、2, 700万円について確認しましたよね。この辺については納得できましたが、先ほどのそれ以上のやりとりはなかったんですがいかがでしょうか、渡邊議員。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。2, 700万円と言いましたらすごく、先ほどから家1軒分ぐらい建てるような費用ということで私はもうちょっと、トイレの在り方というか設置の中身の内容ということを考えてもうちょっと検討すべきかと思いました。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほどいろいろな事例を示したわけですが、今2, 700万円でそれ以下でできるという認識の下での確認ですか。今資材高騰して本当に大変だと言って、何も山元町のトイレを作るだけの問題になっていることで全国的に問題になっているから事業者支援とか国の支援策でやっているんです。そういう状況の中での話なんです。2, 700万円は本当に高い値段なんですか。確認します。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。私はいろいろ子育てとかそういった方々のことを話はいろいろ聞いておまして、2, 700万円と言ったらすごい高額だと思っております。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。金いろいろなところで使わなければならないんです。そして、よく先ほど来子育て云々と言っていますが、本当に何回も国の支援も受けて町の独自財源も使って幅広くやっています。それを自慢にしてきたのが山元町ですから前町政施策から。そのぐらい厚い施策をしています。それ以上何が必要か、あるいは上を望めばどんどん広がっていくわけですからけれども、それをうまくある財源をうまく平たく必要なと

ころに各分野にわたって使うのが財政課長というかそれが町のトップのやる仕事だと思うんですが、2,700万円が高いというあれもちなみに先ほど説明しましたが、お話ししましたが、山下駅前のトイレ平成9年時代で2,700万円です。今と同じ値段なんですね。山二小のトイレで1,500万円、約二十二、三年前、多分あのその同じ広さで今も倍ぐらいかかるのではないかと思います。これが世界の常識、日本の常識なんです。建築建材でというようなことからこれ以上今の2,700万円のあれについては根拠はなしていないなというふうに感じました。今の発言からとりあえず休みます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。発議者の方にご質問いたします。発議者の方から提案理由の中で財政規律と申しますか予算の在り方、補正予算の在り方を理由に上げておられます。確かに予算単一主義なり当初予算主義というのは原理原則、原則なんです。当然、いろいろな町政のいろいろな予算づけなりいろいろな部分では政治的な予算づけというのはあるんです。その原理原則に縛った場合、全く何も政治的判断に基づいた予算づけはなり提案は不可能になってしまう。ある意味、だから町長もいろいろな部分を加味して当初予算の段階からいろいろと職員に指示を与えながら検討を加えていろいろな情勢を踏まえて今回提案されたのかと思います。そういうふうな中において一番は何回も皆さんおっしゃっているとおり、あそこは立派な公共施設でございます。震災遺構中浜の震災遺構とあとは637名の不慮の死を遂げた方々を祭るといいますか、ああいうふうな非常にあそこは鎮魂の碑ということで非常に大事な心の復興といえますかそういう部分の大事な本当に大事な施設であります。震災遺構とあの鎮魂の碑、表裏一体なんですよ。ある意味、震災以降はある程度の可視化といえますか目で見ながら震災のいろいろな教訓を学ぶ、片方は心の部分、見えない部分の非常に重要な役割を担っている。当然12年が経過した中で物すごく高齢化もしております。あそこに訪れる方も車椅子の方もおられるだろうしいろいろな方、あとは町内のみならず本当に遠方からわざわざ来る方も多いのかとこのごろ察しております。そういう中で、当然あそこにトイレがないということを前提に来る方は全くおられないのではないかと思います。私も必ずあそこにトイレがあるということで来られる方が99パーセントではないかと思います。そういう部分で何が何でもあそこはトイレが必要であるなと私は思うんです。提案者の方にお聞きしたいんですが、そういう部分で財政なりの規律なりそういうふうな側面からのみの修正案というのはいかがなものかと思いますが、その辺についてはどう思われますか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。私は先ほども説明したとおり、原則でも確かに原則、原則は崩れるのはあります。しかし、必要というのは分かっていると言っているでしょう、必要。今まで何もなくて来ていて、必要な何として前にこの当初予算にいろいろな面で計算したと何で提案しないんですか。相談しないんですか。情報出さないんですか。出せば我々も必要だ、早くやれというので何言っているんだ補正の前にやれというのも可能だったと思います。今さら当初予算決まってこれからスタートする3か月もしないうち補正予算ということは、これは皆さんに聞かなくちゃならない。議員皆さんに聞けばいいでしょう。私提案者、発案者だけ2人の意見だけではないと思います。私たち2人は現状を見て今ではないでしょうということで発案したんですから。あと10人以上の議員がおります。聞けばいいでしょう。これが議会民主主義ですよ。だから、賛成の人もいれば反対の人、今まだですということを幾ら議論しても見解の相違ですので、繰り返しで

す。おうむ返しのやりとりです。だから、この発案者である2人はこういう考えです。あとの人に決めていただければ私は真っ当な議会運営だと思っております。

議長（岩佐哲也君）堂々巡りになりますので、あとは討論でその辺を各自いろいろな意見を出していただくということで、今質疑ということで絞っていただいて、討論の機会をこの後すぐありますのでそのときに各自いろいろな意見を言っていただきたいと思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。9番です。先ほどの補正予算の説明の中で何度となく執行部、そして町長からも当初に上げられなかった理由、そういうことも聞いていても納得できなかったということで理解していいんですか。全然ここまでの経緯もきちっと説明していただきましたよね。説明を受けても理解できずに修正をするということでしょうか。今回取り上げたということで捉えていいんですか。

議長（岩佐哲也君）それぞれの考えがあつてのあれですから、見解の相違もありますので説明あつたから全部納得かどうかというのは言い過ぎだと思いますよ。まず、回答を。質問があつたので回答。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。理解していないのではないんです。理解しているんですよ。理解している。何回もしつこいようですけども原理原則、1歩下がってそれをもう1回確認するべきだと思うんです。理解はしています。だから理解はしている。しかし、この補正ではないでしょうとただそれだけです。おうむ返しのやりとりと同じですので、早く賛成でも反対でも討論していただいて、議員がいるんだから、こんなに。2人だけの発案ではないのだからもっとやるべきだと思います。いかがですか、議長。

議長（岩佐哲也君）ここで質疑を終了して討論に入りたいと思います。各自の意見を出してもらって、そういうことでどうですか。質疑ある方、質疑のほうで。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番。この件については町長も明快にお話しされていましたが、あそこに建てるということは議会の共通の認識になっているのではないかと、これはこれまでの議論の中でも前町政の中から何回も議会でそういうことを取り上げられて、そのことに対しての否定なりません。全町政から誰かそこに作るなという人いましたか。あの当時に作っていなければならぬものなんだというところから出発しないとこの問題についてはそういう流れの中で、そして現町長もこの件については多分取り上げられていたと思います。現町長に対して誰もそれを否定するような声はあつたかどうかね、それこそもしあるのだったら議会の中だけではなく幾らでもそういうことを話す機会というはあるんですから全協だかのそういう場でやっていたらやれる話なんです。それはそういうものないから現町長は当然このことについては共通の理解のものなんだなということで、しかもこれは当初で上げようと思つていたけれども、そのときどきの状況情勢の中でこれはこのまま出せないということでもう1回考え直して少し下げた事業費で出したいということで、しかも早く出さなければならぬということで6月に出した。これはつながっている話だというふうに私は当初に本来ならば当初に上げなければいけない議案だというふうに思うものですが、以前からの話合いについての認識についてはどうですか。そういう話もそういうふうな表徴は共通の理解というか共通の認識として受け止めていたということなんですが、そのことについてはそうではないということですか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。そういうことではないですかということですけども、あそこにメモリアル作るときになぜトイレあつて撤去するときになぜそういうふうな時系列で言っ

て何で皆さんが必要だ必要でないとは私はあそこにトイレを作るといふあれは今までないです。聞いていません。

議長（岩佐哲也君）静粛に願います。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。当然です。必要なんです。必要と、俺必要でないと言っているのではないんだから。

議長（岩佐哲也君）静粛に願います。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。必要なのは分かっているんだから、当初予算でやるべきだったと説明していただければ議論して快くそうだねとかなった。当初予算を作って3か月内に補正予算で突発的にトイレの建設という予算が出てきたからちょっと待てよということになって発案する、2人で発案した内容なんです。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。いつごろまでの建設予定ですかという先ほどの説明、質問の中で3月の来年の3月の慰霊3月の11日ですね。あそこまでは仕上げたいとなると私は計算するとぎりぎりだと思ふんです。なので、何度となく何で当初のときとか何で説明しなかったと言うけれども、そういうことも理解していただきたくて先ほど来何度となく町長が私の説明不足でしたとか皆さんの共通理解の下というふうな話をしていると思ふんです。そういうことは理解はしていただいて納得もしていただけないということでしょうか。渡邊議員。

議長（岩佐哲也君）この件は堂々巡りになりますので、質疑はこの辺で終了して討論のほうに入りたいと思ふんですが。討論を各自討論していただくということでもいいと思う。あとは見解の相違が随分ありますので、私から見ていると。どこまで行っても平行線になるような感じ。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。見解の相違ではなく事実の確認をそれぞれ確認し合っているんです。私も堂々巡りなので本当に以前からそうですかというそういう素直に確認しているだけなんです。そのことで今の岩佐議員については渡邊議員どうでしたかと事実の確認です。その事実の確認、なぜ事実の確認をするかということそれは質疑の中で次の討論に向けての確認ですから間違った認識で態度を表明するというのもこれは問題が残りますから、そういう意味でのその質疑というのを大事にしないとうまくないのではないですか。議長もどちらか、こんなことを言うとうまくないから。

議長（岩佐哲也君）平行線になっているから、このまま延々と。（「議長もどういう立場で議長の場にその席に座っているかというのは非常に今もこれまでのあれからすると非常に疑問が残ります。そういう話に進めていくのであるならば」の声あり）

それは見解の相違であって、考え方、受け取り方の違いだ。（「それ、見解の相違と言わないだろう。議事運営の中でです。質疑はまだ疑問が残っているうちはやるべきだと思ふんだけど、これも俺だけではなく皆さんのあれもそろってだけれども、そういう意味でまだ疑問あるのは2、700万円が高いのか安いのか。そこがブレーキになっているのかどうか。あるいは私が今ずっと聞いているうちは2つ大きな問題で、補正の取扱について問題にして、だんだんそこに集中しているんだけどそれはごめんなさいというあれだから、もし万々が一、万が一それであればそういう町長のほうもそういうことでは認めているところがある。その認め方については先ほど来言っている共通の認識にあるものだと思っていたということでの話で、それも明快にもしそういうことであるならば今こうやって話しているんだからそして建てることについては問題

がないと言っているんだから、そして一日も早く作らなければならないと言うんだっ
たら認めてやったらいいのではないですかということなんですけれども、そのことに対
してはいかがでしょう」の声あり)

あとは評決の段階での意思表示、各個人の意思表示であればその段階で表示をする。
いずれにしても決は採らなければ駄目ですから。そうではなく、どうですかどうですか
と個人的に聞くのは控えていただきたいと思うんです。最終的には各自が意思表示され
るわけですから、私は。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。今回はこうしたいろいろなばらばらな共通認識ということで
伺います。次回提案がなされたならば、一致団結して共通認識を全員一致でその提案を
受け入れられるような体制で臨みたいと思います。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。今のこと、私理解できないのですけれどももうちょっと詳しく、
私が理解できるように説明していただけますか。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。今の段階だと皆さん共通理解というより今回ばらばらといい
ますか納得しないような内容というか今の時点でなので、全員議員が説明を受けてもう
一度共通認識で臨みたいということです。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。でも、次回が果たしてそうなるかどうか分かりませんから
それも言えると思いますのと、私が今聞きながら補正予算ということにこだわ、要する
に補正予算だから駄目だということなんですよね。反対されて当初予算だったらオーケ
ーだということとは当初予算でやるべきだ。けれども補正予算だから駄目だというこ
とでいいんですよね。まずはそうですというふうに言って、そしてただ、原理原則はあ
るでしょうが、必ずしも全てが原理原則ではないくてもよろしいのではないかと思われ
るわけです。それは民主主義におきまして、それで緊急性ということは許されるとい
うこともありますよね。議長もうなずいていらっしゃるからそれとして、そうしたら私
これは緊急性等認めても認められてもいいのではないかという案件だと私は思うので
すよ。それはなぜかと言いますと、来年の3・11までには今だったら間に合うという緊
急性的なものもあります。あと、コロナがもう5類になってもう来町者、あるいはそち
らのほうにもそちらのほうというのは遺構ですよ。震災遺構中浜小学校にも訪れる。そ
してセットとなって大地の塔にも訪れる。これは明らかですよ。我が町の観光資源と
言ってもいいぐらいの売りですから、それに対してトイレがないなんて恥ずべきこと
で当然のものが無い。公共施設において大事な山元町の公共施設の大事だけではないです。
宮城県においても大事な施設なんです。それは大きな被災を受けた被災地域ですから。
山元町はそれ我が町の大事な公共施設だけではないです。県でもそうですよ。そこにト
イレがないなどというのは恥ずべきことです。そして私は思うんですけれども、詳しく
調べたら多分公共トイレというのは国交省の管轄ではないのかなと思われるんですが、
何かありますか。大丈夫ですか、時計見て。本来であれば本当に震災復興として作るべ
きだったんです。ですけれども、それが過去のことでもしょうがない。ですけれど
も、国交省のホームページなどでも多分公共トイレのことなどもいろいろ定説的なこと
はあると思うんです。それぐらい公共施設には公共トイレがあって当たり前とこんな
誰が一般的、一般常識ではありませんか。ですから、緊急性と捉えられるのではないか
ということ、私これは言えると思っています。そうしますと、岩佐秀一さんも渡邊千恵
美さんもあと先にも述べられた方たちもいらっしゃいますけれども、原理原則はそうであ

っても本来であれば当初予算でやるべきだであつても何も緊急性ということに捉えてどうして補正予算で今回通つてもよろしいのではないのでしょうか。と言いますのは。

議長（岩佐哲也君）討論は後で。質疑をしてください。（「そうですか。ですので、その点に対してはどうですか」の声あり）

3番（岩佐秀一君）はい、議長。いろいろな緊急性云々ということ言っておりますけれども、私は発議したのは何か。もう一度原理原則を重要視し、町の財源、この工事の財源、議論する必要ある必要があると思うんです。たかが一、二か月の違い6月は、9月の議会もあるでしょう。今までずつとなげてきたんですから。誰がなげてきたというの、全員でしょう。

議長（岩佐哲也君）静粛に願います。

3番（岩佐秀一君）全員でしょう、全員。これは執行部もだし、我々もなんです。必要だったら何で今になって騒いでいるんですか。震災のときにやれば震災の金でできたもの、今通常の業務ではないですか。違うんですか。通常の業務であれば緊急性などはないのではないんですか。確かに利便性とかいろいろなもの出ると思います。そこをある程度みんな意見を出し合つて、みんなの意見を吸つて採決採つてやるべきが正当なやり方だと思います。反対しているのではないと言っているでしょう、何回も。何回言つてもみんな言つたように同じことの繰返しです。あとは皆さん議員の1人1人の意見で採決採ればいいんです。以上です。

議長（岩佐哲也君）約1時間たちましたので、ここで暫時休憩にしたいと思います。再開は3時45分再開とします。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑のある方。いいんですか。眞理子さん、何かあれば。無理しなくてもいいんだけど。さっき手を挙げたみたいだからということで。討論でやってください。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど来から補正予算の云々ということでの討論も続きますけれども

議長（岩佐哲也君）討論ではない、質疑です。討論はしていません、まだ。質疑です。今は質疑ですよ。討論が続いていますと今言つたけれども、質疑。（「大変失礼しました。質疑でございます。それぞれの意見を述べながらお話をしていますけれども、お尋ねします。以前にですが、補正予算で何度となく出されていたパークゴルフ場とかあれば緊急性のあったものだと思つて提案し、そして可決をしていったんでしょうか。そういうふうなことも考えると今回は本当だと思うんですが、緊急性とはどの辺までを考えていらっしゃるのか。生活に密着するものとか、あとはレクリエーション的な体力というような部分もあると思うんですが、どの辺までを考えての当初で出すべきだ。私は3月11日にとそこにポイントを置きながらということで逆算したらと何回もお話ししているんですが、そして金額も示されております。緊急性がないというところのその辺の認識

をお伺いしたいんですけれども」の声あり)

- 3番（岩佐秀一君）はい、議長。まず1つにはその人の、議員の資質もあると思います。私はちょっと低いから、それで答えさせています。緊急性と言いますけれども、本当に緊急性があったならすぐにやるのが予算。何で時間的ずれがあるのに今さらなのか。そして、先ほども言っています。緊急性、補正予算するのに反対ではないんです。私は今回の予算に関しては一般財源と過疎債、過疎債もらえるかももらえないかということでもありますので、もっと議論すべきだったと私は思うんです。緊急性はその人その人によっても若干違います。その辺は難しいと思うんですけれども、私はもう少し議論して2,700万円だろうが3,000万円だろうがちゃんと予算をしてやるべきだ、それなんです。そういうわけでありますので、あとは何回も言っているとおり私の考えはこういうわけで私はこういうふうに発議したんですよね。あとは皆さんがどうするか。皆さん、どういう考えがあるか。それで決まればいいのではないですか。
- 5番（渡邊千恵美君）はい、議長。緊急性に関しては私は災害とか天災とかそういったときに使うべきの補正予算だと思っております。もっと緊急性を要するならば当初予算に上げてきていただいてよかったですと思います。
- 6番（高橋眞理子君）はい、議長。先ほど緊急性と言ったのはまさに緊急性なんです。それは先ほど言いましたね。3・11にちなむ来年の3・11に合わせなければいけないその理由というのは来場者、来町者が増えるであろうそれこそますます増えるであろうということが予測されるということからすれば緊急性があると思っております。金額も今2,700万円というんですけれども、もう3か月後、あるいは半年後、これはまだまだ上がりますよ。物価もですよ。全て建築費も含めて建材やら材料費も建築材料も含めて全部上がります。今後これだったらますます早くした方がいいです。私の考えはそうです。それ言っただけは駄目なんだ。そういうふうには思いませんか。上がりますよ、これからますます秀一さん、ごめんなさい、岩佐議員、そのふうには思いませんか。
- 3番（岩佐秀一君）はい、議長。それというのはその人その人だけでも、確かに緊急性の思う人もあります。緊急性、できなかつたら私は仮設トイレで一時的に対応も可能だと思います、手法として。また金かかると言いますけれども、それで吟味してもっと立派なものを、もっと違うところ、いろいろな施策があると思います。だから、緊急性とかいろいろな意見があると思いますけれども、それを議論するのは私と渡邊議員は、この発案したのは補正予算ではないでしょうということで発議しているのですから、それをあと皆さんがどう判断するか。1人1人議員さんは意見が違うと思います。私は緊急性も決して否定するものではないです。ただ、3月11日であとを持っていくためにもそのためにはまず一時仮設トイレだの活用して、そして運用してできるちゃんとしたものを作るなり何したほうが最良の施策だと私は思います。以上です。
- 6番（高橋眞理子君）はい、議長。仮設トイレなど出てきましたけれども、仮設トイレがあそこにあってもそれがそれだが高くなっているのではないですか。私その金額までは分かりませんがそれでもそれこそ無駄なことではありませんかと思うんですよね。そして、私も高齢者です。ですが、生理現象というのはだんだん厳しくなってきます。そして来町された方たちにとって本当にその生理現象のその場がないというのはなんて町にこの町は優しくないんだらうとこれそういうふうにも思われてもいいんですか。どうですか。それは非常にこの町は優しくないという評判は私立ってもしかる、今SNSだのな

んたらかんたらですぐぱっと発信できるいますよ。高齢の方はしないにしろ、そういう話をしたらそういう町なのねと評判を落としませんかと思いませんか。

議長（岩佐哲也君）議論百出ですので、この辺で質疑を終了したいと思います。

ここで討論に入りたいと思います。答えて質疑を終わります。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。恥ずかしいとかいろいろなことがありますけれども、私は何回も言っているとおり、財源とか計画をちゃんとしてそして町民の皆様に提案し、理解していただいて、建設する考えでしたら大賛成であります。一時的によその人の意見も対すると思いますけれども、最終的には町の財産になるものですから相当吟味してやるべきだと思います。建設ばかりではなく維持管理も考えなければなりませんので、そういう考えで私は今回この修正案を提出いたしたので、それはあとは皆さんの結果をどう判断するか、それだけでございます。

議長（岩佐哲也君）以上で質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

討論は山元町議会先例87番の1によって初めに原案賛成者、原案というのは全体の原案ですよ。間違いないように。原案賛成者、次に原案反対者、原案全体に反対ですよ。この56ではなくして。賛成者、いますか。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩します。5分間、暫時休憩します。再開4時にします。

午後3時55分 休憩

午後4時00分 再開

議長（岩佐哲也君）それでは再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

討論は山元町議会先例87番（1）によって、初めに原案賛成者、次に原案反対者、最後に修正案賛成者の順に行います。

まず初めに原案に賛成者の発言を許します。—— 討論はありませんか。

10番（阿部 均君）はい、議長。10番阿部 均でございます。議案第23号の原案に対して賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算、令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）はコロナ関連のいろいろな予算なり、あと資材の高騰等の部分、いろいろな部分の予算が網羅されておりますので、23号については基本的に私は賛成の立場でございます。

また、今はずっとこの23号の中で議論されております災害復旧のトイレの建設工事の予算に関してでございますけれども、その辺についても賛成の立場で討論をさせていただきます。今回のトイレ予算で23号の中のトイレの予算でございますけれども、ずっと議論を今もう1時間以上にわたって種々いろいろな議論がされてまいりました。このトイレでありますけれども、いろいろな経緯経過が今回の3・11の復旧・復興の事業の中のいろいろな部分から今日に至っておるといえるのは私個人的には理解をいたして

おります。確かにあそこに鎮魂の碑を建設する際には山下に町で整備したトイレがございました。しかしながら、山下の停車場線、それから花釜牛橋線、県道の整備、いろいろな絡みがございます。あその山下駅のトイレが撤去せざるを得ないという状況になって現在に至っているという部分がございます。確かにいろいろな議論の中でそのときにきちっと対応すればよかったのではないかなというご意見もありましたが、いろいろな要因が重なって今日に至っているという部分があります。非常に今あそこは山元町で整備した部分、この3・11の復旧・復興の中でも非常に大きな意味合いを持った施設でございます。確かにあの震災遺構中浜小学校がクローズアップされておりますけれども、常にあの部分は常に目で可視化できる震災のいろいろな部分でございます。しかし、あの鎮魂の碑、大地の塔ですか。あの部分については心の復興と申しますかこの637名という不慮の死を遂げられた方々をあそこに祭っております。そういう意味合いにおきましては非常に大きな意味合いを持った施設でございます。そういうふうな部分であそこには今後もう震災から12年を経過しておりますので、当然みんな高齢化が進んでおります。いろいろな議論の中でもお話が出ておりますが、そういう意味合いの中でトイレは必要不可欠な施設であります。こういうふうな部分で何が何でもトイレはあそこに早急に整備をするべきと私は認識をいたしております。そういう意味合いからぜひいろいろな議論の中でみなさんのいろいろな思いがあろうかとは思いますが、ぜひこの町が提案した部分をしっかりとご理解いただきまして、原案に賛成をしていただきたいと思っております。いろいろな、確かに補正予算なり予算の在り方が議論されました。しかしながら予算、あれは単一予算主義なり当初予算主義なりそういう部分は原理原則原則であります。当然予算の在り方には政治的判断による予算づけというのが必ずなければ何もこれは町長が替わろうが何だろうがなかなか予算づけはできない。復旧・復興の中ではほとんどが補正でもう当初予算みたいに予算づけがされて復旧・復興が進んできたという経緯がありますので、それに少し組織としても慣れ親しんでしまった部分もあろうかと思っておりますので、反省すべきは反省するという部分で今回はある意味緊急性もあるという認識の方も大変多くおられるようでございますので、ぜひとも原案に賛成をしていただきたいと思っております。私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）次に、原案に反対の発言、全体ですよ。原案全体を否定、反対の方の発言を許します。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論はありませんね。討論はなしということで、次に移ります。

議長（岩佐哲也君）次に、修正案が出されました。修正案に賛成の方の発言を許します。

すみません。先ほどちょっと言うのを忘れまして。マスクを外して発言してください。

7番（竹内和彦君）はい、議長。7番竹内和彦です。議案第23号の修正案に賛成する立場から討論いたします。

今回、旧山下駅前の大地の塔に公衆トイレ建設の件は建設予算2,700万円、なぜこれが補正予算なのか。補正予算を組まなければならない緊急性があるとはとても思えない。さらには旧山下駅前にはもともと公衆トイレがあったわけでありまして、津波被害で使えなくなったことで修繕に510万円をかけて修繕したわけでありまして、そして、その後、数年もたたないうちに解体・撤去、これについても418万円の費用をかけて

解体したわけであります。そして今回、また新たに建設する。何のために修繕したのか、何のために解体したのか、誰のために解体したのか。とても一貫性がない。これまでの経緯から見ても納得できるわけではない。納得できる話ではない。この数年間で修繕、解体、そして今回の新たな建設資金を含めると3,600万円となりいたずらに町の予算を食い物にしているのではないかとも思える。町の予算の優先順位から見れば未来ある子供たちの予算を優先し、学校給食無償化を図ることは喫緊の課題であるとそんなふうにも思います。それもやらずして、公衆トイレ建設とは使用頻度から見てもとても認めるわけにはいかない。よって、今回提出された修正案に賛成するものです。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに原案に賛成者の討論はありませんか。原案、修正案に反対というかそれも含めた原案、23号提出議案全体に賛成する方の討論。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。1番伊藤貞悦です。令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）、執行部からの提案の原案には賛成でございます。中でも9款消防費1項消防費4目災害対策費14節工事請負費トイレ建設工事請負費2,700万円の予算について、このことについて長時間議員間で話合いを持ってきました。このことについても私は原案に賛成の立場から討論をいたします。

補正予算に計上されました大地の塔周辺のトイレ建設工事請負費は東日本大震災で尊い生命を失った637名の皆様の、並びに家族の皆様を含めたその方々の慰霊を目的とした鎮魂を目的としたものであります。いわゆる山元町の震災慰霊の施設であります。顧みますと、大地の塔周辺の整備は駐車場や周辺道路の整備、排水対策等1つ1つ着実に進めてこられております。まさに最終段階を迎えたこの周辺整備、町民をはじめ慰霊のため訪れる家族の皆様や多くの皆様方からのトイレがあればいいのという声に応えることは設置者であれば当然のことと私は考えます。当初予算が順番であるというご意見も確かに分からないわけではありませんが、補正ではどの考えも結構ありましたが、補正、この漢字をひもときましたら補い正しくすることであります。それはどんな意味なのかというと当初予算では計画できなかった、しかし必要不可欠のものを建設しなければならない。だからそれを補っていく、そのような考え方から考え方に立てばこれは許されてしかるべきものではないかというふうには私は考えるのであります。この町民や訪れる方々のお声にお応えすることは必要不可欠のものでありまして、これを先送りする執行部の来年の3月11日に間に合わせたいというふうな声を最大限に生かすことが今我々議会の人間にとっては必要不可欠であろうと思います。これを先送りするということはメリットとデメリットを考えたときにどちらが多いのか。そういうふうなこと、立場から考えたときは今回はこれを認めてやってもやぶさかではないのではないのか。今日貴重な時間を長時間話合いを持ってきました。私は議員ですので法を守る、法の精神や原理原則の考え方、ルールを守るというふうなことは分からないわけではありませんが、民主主義の基本は何なのかということそれは最終的にはみんな決めていくことだろうと思います。今みんな考えていかなければならないことは今回町長が決断をした政治決断をどういうふうに捉えて考えるのか。町長もみずから議員に事前に相談しなかったことは非常に申しわけない、これは当初の予算を考えるべきであったというふうなことを自分のみずからの口で我々に話しております。そのような観点から言うとこれを認めてやらなければ今後我が山元町はどのような状況になるのか。いろいろな立場からいろいろなことをお話をされてきておりますが、近い将来遠い将来、それから現在を見てこ

のことを判断をしていただければいいのかなと思っております。最終的に私は原案に賛成をしたいというふうな立場で討論をさせていただきました。私の考えにご賛同いただければ非常にうれしく存じます。以上であります。

議長（岩佐哲也君）ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。11番菊地康彦です。議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）修正案に対しまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、これは個人的な意見でございますが、初めに山元町東日本大震災慰霊碑大地の塔は観光地ではありません。そして、その場は以前はトイレありましたがなぜなくすことになったのか。そのことから考えなければなりません。大地の塔は東日本大震災により犠牲となりました637名の方々に深い哀悼の誠をささげ、これからの世代に未来永劫語り継ぐ場です。私も叔父、叔母、消防団の部下、大切な教え子、友人の奥さん、教え子のお母さん、いまだに見つからない親友、多くの方をこの大震災で亡くしました。しかし、その方々はもうそこにはおりません。みんな家族の元へ帰り、安らかに眠り、大切な家族を見守っています。しかし、大地の塔はそのような方々全員と通じる唯一の入り口でもあります。私たちは静かに手を合わせ、見守るべき場所であります。トイレといえど決して急ぐべきではなく、争うべきでもありません。現議員全員で納得して作るべきであります。提案理由に上げた亡くなられた方をしのび哀悼に来られた方への配慮、これは当然理解できますし、皆さん同様必要ならば作るべきと考えます。しかし、一般質問でも町長に質問いたしましたが、このトイレの件をどこの地区の要望より早く当初予算に計上していないものを補正予算に組むことは現実とかけ離れているのではないのでしょうか。そんなに必要不可欠ならなぜ解体したのか。先ほど申したように、後のことを考えてすぐ取りかからなかったのか疑問であります。町長はこのトイレについて復興の取りこぼしと申しました。しかし、笠野地区の実情、それから一種二種の方への対応、安全対応、これはまだ完全ではないと私は思っており今回も一般質問しております。また、町長は私の総括質疑に当たりまして各地区からの要望につきましては事業の必要性や緊急性を考慮し日を要せず対応し切れないものは時間を頂いていると優先順位を見極めた判断を話しておりました。確かに今回のものと別物とは言いますが、何年も要望して取り入れていただけない地区の消防団施設、それから毎年大雨が降ると自宅から町道までの数百メートルの未舗装道路が壊れ、毎年少しずつ舗装工事を待つ住民、この方々は予算がないからしょうがないと言われております。また、自宅前の道路脇の排水路に保護柵がなく、身重の奥様が運転する自動車が落ちそうになり担当課に区長さんが急遽ガードレールの設置をお願いしに行けば、当初予算に余裕もないし編成後にすぐ補正とはできないと断られました。いまだに危険な日々を送っている人をどう考えればいいのでしょうか。公平・平等と言えるのか。こんな事例は町内各所にあります。このような方々や地区の実情を差し置いてもやる事業なのでしょう。今回の補正予算に上げられたトイレの予算計上には多くの疑問や議会に説明もない議会軽視を考えざるを得ません。山下第一小学校に新たに設置されたトイレは約500万円、使う頻度、子供たちの利用を考えたら、今回の予算額はどうなんでしょうか。正規のルール、ルートで検討し、議論し、再度試算し、予算に計上すべきと思います。皆様の中には3・11に間に合わせるべきだと意見がありますが、以前は亡くなった方々の家族や高齢者を考え体育館という中の室内で慰霊式を挙げております。もしそれで間に合わないとなれば、そういう

方法も考えてよろしいのではないのでしょうか。まず、慌てず皆さんで再度論議して、そして亡くなられた方に恥ずかしくないようなトイレ建設を望み、その理由から修正案に賛成するものであります。以上です。

議長（岩佐哲也君）次に、原案に賛成者の討論。原案ですね、原案に賛成者の討論はありませんか。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。6番高橋眞理子でございます。今回の原案には賛成するものです。補正予算というものの原理原則にありますけれども、緊急性があると判断して私は原案に反省するものです。我が町は津波被災地であります。その役目というものは大きいです。それは防災を発信していくという大きな責務があります。震災遺構中浜小学校は我が町にとっては、あるいは県にとりましても宮城県にとりましても重要な公共施設となりました。我が町のものだけではないというような認識は私はいろいろな報道で感じるが多々多くなりました。それはその大地の塔なんですけれども、あちらには亡くなられました637人の方の御霊が祭られています。それは私は百も承知です。震災の10日から10日目に震災のFMラジオを私の夫が開局いたしました。私はそのすぐ後ですけれども、私も手伝いたいと思って6年間手伝えました。6年と10日間手伝えました。その間でいろいろな亡くなられた方のご遺族の方、そして被災したことの大きなこと、私は胸に刻んでおります。頭にその後の山元町が今こうして12年たったこれまでのこと、私は私なりにしっかりと刻んでいるつもりです。その震災遺構中浜小学校ですけれども、先ほども言いましたでしょうか。県にとって我が町だけではない県にとっても重要な被災防災ということを勉強する場に大きな役割になっているんです。そしてそこからこちらの大地の塔にもというのがセットになっているということは町民の皆様もお分りになっているかと思うんです。そして、先ほど観光ではないという議員のご発言もありました。私も最初のころは観光というものを使うことには非常にちょっと違うかなという思いもありましたが、ただ、私は今回観光コースの1つとして上げていいと思って先ほどもお話ししたかと思うんですけれども、それはコロナが5類以降5類になって以降はますます県もインバウンドを力を入れようとしています。そしてその県のインバウンドコース、これは山元町にとってはこのコースは間違いないと思うんです。ですから、ますます来場者が増えます。その観光コース、観光ですけれども、本来は光を見るという意味があるそうです。観光という意味は光を見るというその光というのは素晴らしいではないですか。山元町はここまで復興したんです。そして天に召された皆様たちも光となって私たちを見守ってくださっていると思っています。山元町の発展をきちっときちっと見守ってくださっていると私は信じております。ですから、私は観光コースと言わせていただいております。そしてその観光コースである大地の塔のところにトイレがないというのはこれは県に対しても恥ずべきことではない。県にとっても山元町さんのそこにトイレがないのかということは今もご存じかもしれませんが、これは問題視もされてもかもしれないという私は危惧があるんです。それをそれで来年の3月3・11まで合わせましょうという橋元町長のお話を聞きまして、いろいろな私も思いはあります。反対されている方の皆さんの思いにも賛同する部分もあります。どうということかという、もっと説明すべきだったのという思いもあります。あとは建設費もそんなにかかるのかという思いもありますが、世の中の今の世の中の事情を考えるとそれはやむを得ない。建設費に関しては、そしてあとは説明は足りなかったのかと

いうのは私は思います。ただ、それは橋元町長も反省されていらっしゃると思いますよね。それは酌み取っていくべきではないでしょうか。それは我が町のこれからの我が町にとっては一生懸命やっている。いろいろな思いでそういうふうに鉄路を出された町長の思いは酌み取ってあげてもいいのではないのでしょうかと私は思うわけです。私の思いが伝われば反対されている皆さんに少しでも伝わればいいかなという思いが私あって言葉足らずかとは思っています。自分でも言葉足らずなのではないかと理解されたいいなという期待を込めて反対されている皆様の心に響いた、響いてくださったらいいと思って私は述べさせていただきました。そしてこのたびの原案には賛成する、賛成いたすものがございます。つたないですけども、皆さんどうぞご理解、あるいは一緒に賛成していただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに修正案に賛成の方の討論はありませんか。

4番（大和晴美君）はい、議長。4番大和晴美です。議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算に対する修正案に賛成の立場で討論いたします。

理由は2点ございます。1点目は、今回のトイレ建設工事請負費が補正予算であるということです。そしてもともと当初予算であったことを本日初めて伺いました。町長が思慮を重ねてこられたのであればこそ、本日の本会議に至るまで議会に対しての説明を頂きたかったと切に思います。

2点目は、優先順位からでございます。慰霊碑の意味は霊を慰めるもの、震災などにとり起こさないようにという思いを強くするものと考えております。災害が頻繁に起きている現在、排水対策など今を山元町で暮らし続ける町民にとってのもっと緊急性のあるものがないか、再度点検した上でのトイレ建設をすべきと考えて修正案に賛成いたします。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに原案に賛成者の討論はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。補正予算（第1号）について、この原案について私は賛成するものです。修正には反対という立場から討論をいたします。

慰霊碑大地の塔には東日本大震災で亡くなられた町内637人、そして町内で働いて犠牲になられた方々のお名前が刻まれています。東日本大震災の犠牲者に対し深い哀悼の誠をささげるとともに、1000年に1度と言われる東大震災の記憶をこれからの世代に未来永劫語り継いでいくことを目的に建立されました。この慰霊碑大地の塔には異例、復興、記憶、願い、それぞれの思いが竹の地下茎のように大きく伸長し台地から生長していく様子をイメージして建立されました。塔の高さは震災の碑を表す3, 11メートル、3メートル11。毎年3月11日午後2時46分には大地の塔の影が国名版に埋め込まれている水晶に重なり震災の記憶を継承していくものです。先ほど3月11日まで急がなくてもいいのではないかとということもありました。確かに体育館でやればいいことかもしれません。でも、そこだけでは終わらないです。3月11日大地の塔に足を運んだことはありますか。夜遅くまであそこに行って手を合わせている人たちの姿を見たことがありますか。慰霊碑整備の際には駐車場やトイレ、休憩所など周辺整備として復興の事業の中で一体的に取り組むべきだと私は思っていました。何でだったのでしょうか。そんなことを過去を振り返ってもしようがありません。でも、あそこに行って手を合わせ亡くなられた方々のご冥福を祈るとともにまた今日から頑張るぞというふうに言っている家族の姿を見たことがありますか。あの何であそこのトイレを駅

前のトイレを撤去したのか。させたのかということがありました。先ほどの説明にもありました。道路の関係、そしてこれからの公園の関係、そういうことも議会では議論してきたはずで、分らなかったというはずはないです。あのトイレは2000年約6年前の3月の11日、慰霊碑の除幕式、それが終わってからということで本来は12月中に撤去する予定だったものが3月11日以降にずらされたことも私の脳裏の中にはよみがえってきています。撤去を遅延したということはトイレの必要性は感じていたのではないですか。私はそういうふうに思います。そしてあの周辺を歩いてみたことはありますか。環境美化、そういう点からもトイレは絶対に必要です。今まではあそこにお店がありました。撤去されてからトイレを撤去してからはお店の方のご好意で使わせていただいていた。朝5時関東方面からボランティアバスで来た方々を受け入れてくださって、まずはあそこに行って手を合わせてから町内のボランティアでの作業に入る。そして町内一円をめぐり山元町のためにみんなのために頑張ろうと思ってくれていた人たちがたくさんおられます。12年過ぎた今でも足を運んでくださっている方々がいるんです。まだこの山元町を応援してくれている方々がいるんです。4月だったでしょうか。静岡から、そして神奈川から桜の木を植えて来てくれた方々もおられました。大型バスで来て到着して間もなくごめんトイレに行きたいんだけどもという声を聞きました。おばあちゃんたちです。ひだまりホールまで歩いて行けと言えますか。私前に一般質問したときひだまりホールがあるだろう。そんな回答がありました。違うでしょう。地域の人たち、いろいろな方々に寄り添うのが私たちではないんですか。今やるべきこと山積しているということも百も承知です。5月の連休、6年ぶりに山元町に足を運んでくださった方がおられました。その方はけがをして歩行困難と言われたけれども足をもぎってもいいから言って一生懸命リハビリをしてようやく来られたのだそうです。遺構中浜小学校でお会いし、今からどこ行くのと言ったら名取に行くんだ。でも、その前にできればあの大地の塔を訪ねたいと言われて一緒に行きました。でも、トイレがないんです。ごめんどこに行けばいい。そしてちょうどそのときも花釜の区長さんがいらしたので、すみませんと言って鍵を開けてもらって貸してもらいました。車で行っても1分そんなことではいけません。ひだまりホール2分3分で行けますか。行ったことありますか。移動するだけでも車だけではないんです。徒歩で行かざるを得ない方々がいるんです。やるべきことはいっぱいあるとおっしゃいますけれども、そういう人たちに寄り添うことも大事なことでないでしょうか。今回補正予算で何でという疑問を持たれている方々がおられますけれども、私は大喜びしました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行した目前移行目前にしたゴールデンウィーク、あの前後から交流人口中浜小学校、夢いちごの郷、そして大地の塔を訪れてくださる方々が多くなっております。南のほうに行くと磯崎山公園、そして中浜ではトイレができます。ずっと来ると北側に来るとないんです。公共施設のところにトイレがないということないよね。そんなことも言われました。まず道路とか公園のところに立ちションは軽犯罪法違反ですよ。軽犯罪法第1条26号の中にあります。でも、今までは寒かったのにそんなにも感じていませんでした。あの周辺を歩くと異臭を感ずることがあります。マナー違反を承知しながらもどこも行くにもできない方々があそこでしてしまうのでしょうか。そういうことからしても1日も早いすぐがいいですね。トイレを設置して環境美化、そして犯罪者のないようなそんな町にしていけたらいいなというふうに私は思っています。中浜小学校、先ほど同僚

議員からも出ました。あそこで助かった命を確認しそして助かりたくても助かれなかったあの方々をあの御霊に心を寄せ、そして自分たちが生きていることに感謝をしながら1日1日を大事にしていく。そんなことが私は必要だと思います。いろいろな話が出ていました。何で今さらだと。今さらだと今の執行部に求めるんですか。なぜ今まで私たち議員ももっと大きな声出せなかったのでしょうか。一般質問でも何度となく取り上げました。何人が取り上げましたか。職員もあそこに行ってトイレにそして周辺を見たときに多くの方々が何人の人が使うんだという声もありました。毎日来ています。多くの方々が足を運んでくださってあそこに手を合わせながら行って来ています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したときから少しずつ訪れる方々が多くなってきました。来週来週もまた来るんです。バスで来て歩いて行ってくださいと言えますか。私は町民をはじめ大地の塔を訪れてくださる方々が安心して鎮魂できる環境整備をすべきであると痛切に感じています。防災教育、安全安心を求めここから山元町から防災の発信をしていくべきではないでしょうか。ここに来てよかった、優しい人たちに恵まれてよかったと思えるようなそんな施設建設に私は1日でも早く着工していただきたい。そんな思いでいっぱいです。夏になります。夏休みには小学生から大学生、社会人もこの地を訪れてくださいます。亡くなられた方々へ鎮魂の魂をささげ、そして防災、安全安心、そんなことを感じてもらえるそんな場とするためにもぜひ1日も早い工事着工を望み、そして町民の方々の利便性、利益を考えていくべきだと私は思います。1日でも早い着工、そして完成を求め原案賛成するものです。修正案を出された皆さん、原案には反対ではないはずです。出すのが今ではないでしょうと思われる方も多かったように見受けられました。でも違うんです。今が出すチャンスだと私は思っています。十三回忌、それを目前にしたときに私はもっとここに会ったら早くあったらいいなと思っていました。多くの方々に足を運んでいただき地域の方々にもあそこに行って御霊と語ろうと思って足を運べることを望んで私の討論とさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

12番（高橋建夫君）はい、議長。12番高橋建夫です。修正案に賛成の立場で討論いたします。

本件は先ほど私が質疑した提案の時期、財源捻出の努力、仕様及び金額精査が現時点では不十分と判断し、何よりも声の多かった説明不足と感じ修正案に賛成します。町長には本件については捲土重来の気持ちを期待しております。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに原案に賛成者、原案に賛成者の討論はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番遠藤龍之です。私は令和5年度山元町一般会計補正予算案（第1号）、ただいま提案されていますこの原案に対し賛成の立場から、そして同じく提案されております修正案に反対の立場から討論をいたします。

まずこの原案に賛成する理由としましては、これは誰もが賛成だと思うんですが、大変なコロナ禍それを過ぎた物価高騰の中でそれに対応する支援策が随所に載っているという非常に生活住民の生活支援する大変重要な予算案である、予算案であるということからこれを声を大にして強調したい。そしてその中にあるこれまでいろいろ皆さん議論されております修正案で出されております大地の塔のトイレの建設設置も含まれているわけですが、その中にそしてそのことが大きく問われている中での話なんです、そしてそこでもろもろ皆さんご意見反対、この貴重な公共サービス公共施設の設置にを否定

する方々の理由としては補正の対応、そして事業費ですね。2,700万円というものに対して集中しているようであります。しかし、それらの大きなとりあえずその補正の問題対応についてはいろいろそのときどきの考え方があります。最低でも4点ぐらいかな。確認したことあったんだけど、その中の緊急性とかあるいは国当初見込めなかった国補助の確定に伴っての補助とか補正とか、あとまさに災害対応する対しての補正とあるわけですが、そっちまさに強調されました緊急性というような中では許されるという補正の取り決めの中でのトイレ工事の請負費ということになるわけですが、この補正の対応については町長も何回か答弁しております。皆さんに対して繰り返しになるわけですが、本来ならば当予算で措置するべきものをもろもろの今の背景にある物価高騰のあおり、資材高騰のあおりを受けてそれらに対応する形で当初ではなかなかできてそれも努力の結果、少しでも下げた形で対応したいと負担の少ない中で対応したいということでの対応の1つであったというふうに受け止めております。それでその結果が2,700万円というふうに設定されたわけですが、この2,700万円を皆さんは高いというようなことでかけ過ぎだというようなことでこの案件には反対しているようですが、先ほど来お示ししました。10年20年以上も前のトイレの事業費が2,700万円、山下駅ですね。解体し壊したのが2,700万円です。その2年後に旧々山二小跡地に設置したトイレ1,500万円。これも20年以上前の単価の中での数字です。というふうなことを考えればこの200、2700万円というのがいかなる水準のものなのか、あるいは今こうして毎日毎日物価高騰で毎日毎日値上げしているのではないかというような不安、そういう状況の中での設定というのはなかなか厳しい。厳しいというかそういう価格に事業費ならざるを得ないというふうに受け止めているところです。しかしながら、これは緊急喫緊の課題で作らなければならないというふうになったときの最終的な決断でこの時期に2,700万円というのが提起して、そして対応するというふうな結果だというふうに思います。そして、その際皆さんがご懸念というかされます。そうなんですというその辺の説明不足、これは確かに我々も感じるどころがあります。その件につきましても皆さんとの議論の中でやりとりの中で町長は明確な態度を示した。そのことについて確かに、そしてそのことについては私も甘いと思うんですが、この件については本当に皆さんのこれまでのずっと議論の中にあつた、そして当然あるべき施設なんです。前いろいろ先ほど解体撤去の話が出ました。それに相当な金がかかっている。修繕して解体して、そしていたずらに町の予算を食い物にしているという話もございました。これはときの町政に正常な行政執行求めるべきであったのではないかと私は強く思うものであります。そしてこのことについてはその都度当然あるべき施設なんですから作れ作れというのは当たり前前の話であって、その当時は一向に伝えてくれませんでしたというのが実情です。皆さん、誰か要求しましたか。ときの町政に、そしてときの町政に求めて当然あるべき施設ですから作らなければならない施設ですからその当時に作ってれば2,700万円はかからないというふうに私は思っているところです。でありますので、この2,700万円という価格設定についても私は大きな問題はない。まさに緊急性、この今のうちに作っておかないとますます高くなるというふうに思っているところであります。それから先ほどの質問の中で修繕解体費用について何であれば、そして解体した後何で作らなったのかという疑問も持ち出されておりました。この件につきましてもは当然そのときの町政にこれは今ここで多分なかなか難しい問題だと思うん

ですけれども、このことについては前町政に確認しなければならないことでもあります。しかしそれは多分無理な話。その辺できる片側、ぜひそのことを確認してそしてこのことも含めて今後の対応のあれにさせていただきたいし手法、方法としてということ強く訴えておきたいと思います。いろいろこの答えについてはどちらの意見も出尽くしていると思います。何が大事なのかというふうに問われれば、何が相当皆さんの中でも言われておりますが、私は何回も主張します。これはこの公共施設になくてはならない施設です。トイレといってもトイレのない公共施設はありますかと説いた。しかも、あそこは本当普通の公共施設としても最も重要な何回も言われております。被災され亡くなられた遺族関係者が集まって、そして本来ならばそういう人たちが集まるところなんです。当然あるべきところに設置されていなければならない重要な施設であるトイレは何回も強調します。トイレのない公共施設はないのではないですか。これは公共サービスを否定する取組とならざる言わざるを得ません。少し本質の中で議論して、そして結論を得たかったというふうな思いを訴え私の原案賛成、そして修正案には反対討論といたします。

議 長（岩佐哲也君）ほかに修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）これで修正案に賛成者の討論を終わります。

議 長（岩佐哲也君）ほかに原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）これで原案に賛成者の討論を終わります。

議 長（岩佐哲也君）これから議案第23号令和5年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

まず、本案に対する岩佐秀一君、渡邊千恵美君から提出されました修正案について、起立によって採決を行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩佐哲也君）賛成が6人でございます。

12名ですから同数と。採決の結果、賛成・反対が同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、私が本修正案に対して裁決をいたします。

半々、同数ということは原案に対する審議はまだまだ不十分であると判断せざるを得ません。

修正案に賛成、可とします。

修正案可決と裁決いたします。

議 長（岩佐哲也君）次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 2 3 号は修正した議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）、次に日程第 1 4．閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第 7 4 条の規定により、お手元に配布のとおり継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することを決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第 1 5．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長に一任することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 2 回山元町議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後 5 時 0 4 分 閉 会
